

平成 29 年度第 2 回白井市障害者計画等策定委員会

日 時 平成 29 年 8 月 23 日(水)
午後 2 時 00 分から
場 所 白井市保健福祉センター3 階
団体活動室

次 第

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議 題

- (1) 平成 29 年度第 1 回策定委員会の会議要録について
- (2) 第 4 期障害福祉計画の進捗状況について（報告）
- (3) 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の素案について

4 閉 会

平成 29 年度第 1 回白井市障害者計画等策定委員会 会議要録（案）

- 1 開催日時 平成 29 年 7 月 5 日(水) 午後 2 時 00 分から 3 時 45 分まで
- 2 開催場所 白井市保健福祉センター3 階 団体活動室
- 3 出席者 竹原委員長、林副委員長、福岡委員、松本委員、鶴岡委員、吉武委員、大井委員、高柳委員、黒澤委員、田中委員、山田委員、小林委員、川島委員
(計 13 名)
- 4 欠席者 平野委員、茂野委員 (計 2 名)
- 5 事務局 健康福祉部社会福祉課長、社会福祉課障害福祉班主任、同担当、株式会社
アイ アール エス研究員 (計 4 名)
- 6 傍聴者 1 人
- 7 議題
 - (1) 平成 28 年度第 4 回策定委員会の会議要録について
 - (2) アンケート調査の結果について
 - (3) 障がい者団体等ヒアリング調査の結果について
 - (4) 国の基本指針及び計画の骨子案について
 - (5) その他

8 資料

資料 1 平成 29 年度第 1 回白井市障害者計画等策定委員会会議要録(案)
資料 2-1 アンケート調査結果報告書案に対して頂いたご意見への対応
(案)
資料 2-2 アンケート調査結果報告書案(H29. 7. 5 修正版)
資料 3 団体等ヒアリング調査結果報告書 (案)
資料 4-1 国の基本指針 (概要)
資料 4-2 「白井市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画」骨子案
資料 5 平成 29 年度 白井市障害者計画等策定委員会 会議日程 (平成 29
年 7 月 5 日訂正版)

9 議 事

◇開 会

- ・事務局より開会が宣言された。

◇委員長挨拶

- ・委員長より挨拶があった。

[大要] 皆様こんにちは。今回は平成 29 年度第 1 回の委員会となります。現行の第 4 期障害福祉計画の計画期間は今年度までとなっており、平成 30 年度以降の第 5 期障害福祉計画については、当委員会で今年度中に案を策定します。また、児童福祉法が改正され、障がいをお持ちのお子さんの計画についても、障害福祉計画とは別に策定が義務づけられました。この障害児福祉計画についても当委員会で策定することになっています。前年度に皆様からご意見を頂いて実施したアンケートの結果と、市の方で行った関係団

体へのヒアリングの結果を含めて、第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画を策定していきますので、皆様方の積極的なご意見を頂きたいと思っています。よろしくお願いいたします。

◇議 題

1 平成28年度第4回策定委員会の会議要録について

- ・事務局より資料1について説明があった。

(意見・質問等なし)

2 アンケート調査の結果について

- ・事務局より資料2-1、2-2について説明があった。

委員長 事務局からアンケート調査の結果について説明がありましたが、いかがでしょうか。よろしければ、私の方から一つ確認をさせていただきたいです。前回、障がい者と障がい児の結果を分けてもらいたいというお話をしまして、今回については障がい児の分をデータから除いていただいたとのことでした。やはり、18歳未満の方の割合が多い知的障がい者の結果については、結果がだいぶ変わっていますが、除いた分のデータは事務局の方ではお持ちですか。

事務局 ここには反映していませんが、データの方は事務局で把握をしています。

3 障がい者団体等ヒアリング調査の結果について

- ・事務局より資料3について説明があった。

委員長 事務局から、障がい者団体等ヒアリングについて説明がありましたが、いかがでしょうか。

委 員 アンケート調査の結果も、ヒアリング調査の結果にしてもそうですが、当事者の方に情報が全く伝わっていないのでは、いくらきめ細やかな施策を立てたとしても意味がないと思います。必要な方に情報をどう伝えるかということを、こうしたものと同時にもう一つの柱として考えていかなければいけないのではないのでしょうか。

事務局 ご指摘のとおり、アンケート調査及びヒアリング調査において私どもが一番強く感じたのもそのような点でございます。今回策定する障害福祉計画・障害児福祉計画は数値目標やサービスの見込み量等が中心になるため、計画そのものに具体的に反映させるかは検討が必要ですが、運用の面において、どのように制度の周知を図っていくのか、利用を促していくのか、といったことを考えていかなければいけないと思っています。

委 員 今のご指摘に関連することですが、資料2-2において、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者の方が回答されている部分については、「無回答」がとても目立ちます。一方で、障害者手帳を取得していない市民の方が回答された

部分は、「無回答」が少なくなっています。つまり、手帳を持っていらっしゃる市民の方がこういうことを理解されていて、手帳をお持ちで実際に制度やサービスを使うべき方がいろんなことを知らないというのは、問題があるのではないかと思います。

事務局 手帳をお持ちの方、あるいは難病患者の方の回答結果の中で、特に「無回答」が多くなっているのは、問6の「そのうち最も不便を感じる障がい」や、各サービスの「不満がある理由」や「利用しない理由」の部分です。これは、アンケートの設問の仕方が分かりづらかったからではないかと思っております。今後、アンケート調査を実施する際には設問の仕方を改善していきたいと思っております。

また、手帳をお持ちの方及び難病患者の方と、手帳を取得されていない方の調査において、「無回答」の割合に差がある理由としては、それぞれの問題意識にきちんと当てはまる設問であったかどうかの違いがあったからだと考えています。

委員 資料2-1の2ページに、『「サービスを知らない、よくわからない」という人が多い現状を明らかにし、どのように情報を伝えていくかについても示してほしい」というご意見の「対応(案)」として「サービスの認知度が低い現状については調査結果の中で明らかになりましたので、今後の対応については、障害福祉計画本体の中で示していきます」とありますが、この「障害福祉計画本体」というのは第5次障害福祉計画のことでしょうか。

事務局 はい。仰るとおりです。この後ご説明いたしますが、アンケート結果の概要の部分で『「サービスを知らない、よくわからない」という人が多い」ということを記載するとともに、その対応についても示したいと思っております。

委員 それから、資料3の1ページ、「調査の概要」に「出席者数」とありますが、これは障がい者団体等の方のみの人数ですか。それとも、市の担当の方の人数も含まれた数ですか。

事務局 障がい者団体等の方の人数です。市の職員及び補助者の数は含まれておりません。

委員 市の方は何人出席されたのですか。

事務局 市の職員は2～3名、補助者は1～2名出席していました。

委員 先ほど、福祉サービスに対する関心が低いというようなご意見が出ましたが、視覚障がい者の場合で言うと、例えばサービスに不満があって「不満がある理由」を回答したくても、代読・代筆では書いてもらいにくいので、無回答という場合もあります。また、「利用しない理由」についても同じような状況です。無回答にしたくはないけれど、そうせざるを得ない場合もあります。「不満のある理由」や「利用しない理由」がないわけではないし、関心が低いわけでもありません。

委員 関心が低いというわけではありません。また、ご本人が書いた場合にはわからないから無回答としているケースもあると思います。

委員 確かに制度やサービスに対して知識がない、あるいは関心が低いという方はいらっしゃると思います。ただし福祉サービスというのは、それを利用することが目的ではありません。障がいがあり、いろいろな面で社会生活に支障をきたしている中

で、まずは家族や周りの人の支援で何とかできるから、あえて福祉サービスを利用する必要はないという方もかなりいらっしゃると思います。最終的には、だんだん本人が大人になってきて、家族の支援が受けられないときに、福祉サービスがきちんと確立されていれば良いと思います。

委員 アンケートの結果で示された課題と、私たちの団体の問題は同じではありません。私たちは生活していく上で、福祉サービスに頼ることを目的としていませんので。

委員長 社会的障壁としての「バリア」については、4つのバリアとして、物理的なバリア、制度的なバリア、心理的なバリア、そして情報のバリアがあると言われています。先ほども事務局の方からありましたように、アンケートの結果を受けて、情報のバリアについての対応が、これからの作業の中で課題の一つになってくるのかなと思います。

また、このアンケートは計画策定のたびに実施をしています。前回の計画策定時のアンケートと経年比較を行い、前回と比較して今回の結果がどうなっているのかについて、報告書の中では難しいかもしれませんが、計画策定の作業の中で数値として示してもらえると良いと思います。

事務局 今回のアンケートの設問の内容は障害福祉サービスに特化しているものになっているため、障害者手帳をお持ちの方及び難病の方の結果については、「サービス全般について困っていることや心配なこと」という設問を除いて、経年比較は難しいように思います。ただし、もう一度前回の結果と今回の結果を確認し、比較した場合に顕著な動きを示すような箇所があれば、盛り込めるかどうか検討していきたいと思います。

委員 先ほどの意見に関連して、やはり何か困ったときに相談する場所がしっかりあるのが良いと思います。本人が困りごとを相談したときに、その職員のの方がしっかりと障害福祉サービスについて理解されていて、適切に調整できれば、本人には必ずしも知識がなくても良いと思います。本人が障害福祉サービスについて全てを理解するというのは難しいと思うので。

委員長 ありがとうございます。ご本人のみというよりも、地域で支えるところ、特に事業所できちんと受け止めていくのが大事だと思います。

委員長 そうしましたら、本委員会において、アンケートの結果とヒアリングの結果については確認・了解をしたということによろしいでしょうか。

委員 (承認)

4 国の基本指針及び計画の骨子案について

- ・事務局より資料 4-1、4-2 について説明があった。

委員 「成果目標」というものがありますが、この達成状況については、4章においてすべて数値の形で示すということでしょうか。

事務局 骨子案の第2章第3節「第4期障害福祉計画の成果目標達成状況」のところで、第4期計画策定時に設定した成果目標の達成状況を数値で示すと共に、コメントを付けたいと思っています。

委員 この成果目標に関しては、達成状況を検討する庁内会議などは設けないのでしょうか。

事務局 第4期障害福祉計画の中で、計画の進捗状況を白井市地域自立支援協議会に報告し、評価を仰ぐ仕組みになっています。平成29年度末に計画期間が終了し、結果が出たあとに、平成30年度第1回の地域自立支援協議会の中で報告させていただき、ご意見等を頂くことになろうかと思っています。

委員 国の基本指針を見せていただくと、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」や「福祉施設から一般就労への移行等」などが具体的な数値目標として挙げられており、達成できなかった場合は次回に上乘せとなる、となっています。しかし白井市の場合は、ここ数十年、こういった事業をずっと他市にお願いしており、市内には入所施設が1つもなく、知的障がいの方向けの居住系の施設ではようやく2箇所目できた、というような状況です。近隣他市では入所施設がいくつもあるような状況の中で、同じ土俵に乗ってこの目標を達成するのは本当に大変だと思っています。そのあたりを社会福祉課ではどのようにお考えでしょうか。

事務局 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」及び「福祉施設から一般就労への移行等」については、前回と同じ目標で設定するようという指針になっています。「福祉施設の入所者の地域生活への移行」については、入所施設を出てグループホーム等での生活に移行するというような目標になっているので、入所施設が市内にないことが目標達成に大きく関わるかどうかというところがあります。ただし、それでも、受け入れ先となるグループホーム等の整備が十分に進んでいないのは仰るとおりであり、ここは目標を大きく上回るような成果をあげにくいだろうというのが現状です。

委員 この目標だと、他市の施設に入所をお願いしていた方たちが戻ってくる流れになり、非常に厳しいと思います。他市の状況を見ますと、敷地の中に入所施設があり、わりあい近くにあるグループホームへの移動で地域移行になっているような例もあり、条件が全然違うのではないかなと思っています。また、何か大変なときにもバックアップになる入所施設があるので、本人も事業所も安心感を持ていられると思います。他市で入所していた方が白井市に戻ってきて生活することになれば、他市以上に行政の方々が支援をしていただかないと、ようやく育ってきた白井市内の事業が上手くいかなくなってしまうのではないかと、ということを私はとても懸念しています。そういった面で、しっかりとした社会福祉課さんの後押しをお願いしたいです。

事務局 今の「入所者の地域生活への移行」については、当初から国が目標として掲げています。白井市の場合には入所施設がないため、現在24名の方が県内の他の自治体等の施設で生活していらっしゃいますが、その方たちがすべて地域生活へ移行するというものではありません。入所者の方も急に環境が変わるのは厳しいという場

合もありますし、また中にはご家族の方がどなたもいらっしゃらないという場合もありますので、個人個人の状況に応じて支援をしていく形になります。

委員 もちろん、すべての方が移行するとは申し上げておりません。目標の数として達成していかないと、上乘せになってしまうのが厳しいということです。

事務局 目標は目標として、それに向けて努力をしていくことになります。これからグループホームの数をどれだけ増やしていけるかは、かなり課題の大きいところではありますが、できるだけ利用者の方のご希望に沿った形で進めるにはどうしたらよいかを検討しながら、計画的に進めていく、というのがこの計画だと思っています。障害福祉サービスの提供事業所が少ない市なので、一度にすべてを進めるのは難しいですが、少しずつ計画的に、障がいのある方が地域の中で生活しやすいよう努力していきたいと思っています。

委員 そのように支援していただけるとありがたいです。

5 その他

- ・事務局より資料5について説明があった。
(意見・質問等なし)

◇閉 会

事務局 次回の会議は、平成29年8月23日(水)の開催を予定しておりますが、時期が近づきましたらまた改めてご連絡させて頂きたいと思います。

- ・事務局より閉会が宣言された。

以上

白井市第4期障害福祉計画の進捗状況について

白井市第4期障害福祉計画(平成27～29年度)の平成28年度における進捗状況は下記のとおりです。なお、本結果は、白井市地域自立支援協議会に報告中であり、今後、同協議会において評価が行われる予定です(平成27年度実績に対する評価結果は資料2-2のとおり)。

記

1 「成果目標」の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行(計画書 p.30)

目標事項(網掛け部)	H27 実績 (期間通算)	H28 実績 (期間通算)	H28 達成状況	H29 目標 (期間通算)
H25 年度末入所者数(A)	24 人			
地域生活移行者数(B)	1 人	<u>2 人</u>	未達成	3 人
死亡等(C)	1 人	1 人	-	-
新たな施設入所支援利用者数(D)	2 人	3 人	-	2 人
年度末入所者数(E=A-B-C+D)	24 人*	24 人	-	23 人
入所者削減数(A-E)	増減なし*	<u>増減なし</u>	未達成	1 人減

＜状況＞ 前年度に引続き28年度も1名が地域生活に移行し、移行者数の目標は達成に近づいたが、同数の新規入所があったことから、入所者削減数は、前年度と同じ「増減なし」となった。なお、29年4月、市内にグループホームが1箇所増えたが、入所施設からの転居者はなかった。

(2) 地域生活支援拠点等の整備(計画書 p.31)

目標事項(網掛け部)	H27 実績 (期間通算)	H28 実績 (期間通算)	H28 達成状況	H29 目標 (期間通算)
地域生活支援拠点数	0 か所	<u>0 か所</u>	未達成	1 か所

＜状況＞ 地域生活支援拠点は、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるために必要とされる相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、人材確保・養成等の機能を持つものとされ、市では設置事業者の誘致を図っているところであるが、28年度末現在、開設に至っていない。

(3) 福祉施設から一般就労への移行(計画書 p.31)

目標事項(網掛け部)	H27 実績 (単年度)	H28 実績 (単年度)	H28 達成状況	H29 目標 (単年度)
年間一般就労者数	9 人	<u>9 人</u>	達成	4 人
就労移行支援事業利用者数 (年度末時点)	17 人*	<u>16 人</u>	達成	13 人
就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所数	0 か所	<u>0 か所</u>	未達成	1 か所

＜状況＞ 市内にはこれまで就労移行支援事業所がなかったが、29年3月に初めて1箇所が開設された。29年度以降における就労移行の拡大が期待される。

*印:28年度第1回会議報告値から変動・訂正が生じたH27実績値です。

2 指定障害福祉サービス等の見込み

(1) 訪問系サービス(計画書 p.37)

		H27 実績	H28 見込 (A)	H28 実績 (B)	H28 見込比 (B/A)	H29 見込
居宅介護	時間数	233	340	317	93%	369
	人数	24	35	27	77%	38
重度訪問介護	時間数	1,548	2,200	1,778	81%	2,400
	人数	3	4	3	75%	4
同行援護	時間数	1*	26	1	4%	39
	人数	0*	2	0	0%	3
行動援護	時間数	373	427	346	81%	543
	人数	11	11	13	118%	14
重度障害者 等包括支援	時間数	0	0	0	—	0
	人数	0	0	0	—	0
合計	時間数	2,154*	2,993	2,442	82%	3,351
	人数	39	52	43	83%	59

【時間数=延べ利用時間の月平均(h/月) 人数=延べ利用人数の月平均(人/月)】

(2) 日中活動系サービス (計画書 p.38-40)

		H27 実績	H28 見込 (A)	H28 実績 (B)	H28 見込比 (B/A)	H29 見込
生活介護	日数	1,376*	1,462	1,440	98%	1,554
	人数	73*	79	77	97%	84
機能訓練	日数	31	15	11	73%	30
	人数	4	1	2	200%	2
生活訓練	日数	133	77	140	181%	86
	人数	15	10	15	150%	11
就労移行支援	日数	249*	195	246	126%	195
	人数	16	13	16	123%	13
就労継続支援 A型	日数	112	60	150	250%	75
	人数	6	4	9	225%	5
就労継続支援 B型	日数	786*	832	834	100%	849
	人数	49	56	53	95%	60
療養介護	人数	1	3	1	33%	4
短期 入所	福祉型	日数	38	53	109%	62
		人数	4	4	67%	7
	医療型	日数	0	3	30%	10
		人数	0	0	0%	1

【日数=延べ利用日数の月平均(人日/月) 人数=延べ利用人数の月平均(人/月)】

(3)居住系サービス(計画書 p.41)

		H27 実績	H28 見込 (A)	H28 実績 (B)	H28 見込 比 (B/A)	H29 見込
共同生活援助	人数	20	21	21	100%	27
施設入所支援	人数	25□	27	25□	93%	23

【人数=延べ利用人数の月平均(人/月)】

□印：月平均のため、成果目標にある
年度末時点の入所者数とは異なります。

(4)相談支援(計画書 p.42)

		H27 実績	H28 見込 (A)	H28 実績 (B)	H28 見込 比 (B/A)	H29 見込
計画相談支援	人数	15*	20	16	80%	24
地域相談 支援	地域移行支援 人数	0*	5	0	0%	7
	地域定着支援 人数	0	1	0	0%	3

【人数=延べ利用人数の月平均(人/月)】

(5)障害児支援

ア 日中活動系サービス(障害児通所支援)(計画書 p.42-43)

		H27 実績	H28 見込 (A)	H28 実績 (B)	H28 見込 比 (B/A)	H29 見込
児童発達支援	日数	498	480	544	113%	500
	人数	105	120	122	102%	125
医療型児童発達支援	日数	0	0	0	-	0
	人数	0	0	0	-	0
放課後等ディサービス	日数	814*	819	903	110%	866
	人数	104	117	110	94%	122
保育所等訪問支援	日数	0	0	0	-	0
	人数	0	0	0	-	0

【日数=延べ利用日数の月平均(人日/月) 人数=延べ利用人数の月平均(人/月)】

イ 相談支援(計画書 p.43)

		H27 実績	H28 見込 (A)	H28 実績 (B)	H28 見込 比 (B/A)	H29 見込
障害児相談支援	人数	5*	12	6	50%	16

【人数=延べ利用人数の月平均(人/月)】

3 地域生活支援事業の見込み

(1) 必須事業(計画書 p.45-48)

			H27 実績	H28 見込 (A)	H28 実績 (B)	H28 見込比 (B/A)	H29 見込
理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有	-	有
自発的活動支援		実施の有無	無	無	無	-	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	事業所数	3	3	3	100%	3
	基幹相談支援センター	事業所の有無	無	有	無	-	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	有	無	-	有
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	有	無	-	有
成年後見制度利用支援事業		利用実人数	2	1	2	200%	2
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	無	-	有
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	設置実人数	0	0	0	-	0
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用実人数	5	4	4	100%	5
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件数	4	2	5	250%	3
	自立生活支援用具	件数	10	12	11	92%	13
	在宅療養等支援用具	件数	8	10	2	20%	12
	情報・意思疎通支援用具	件数	24	8	19	238%	10
	排せつ管理支援用具	件数	784*	1,023	810	79%	1,115
	居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	3	5	2	40%	4

【特記がない数値は年度通算】

(3-(1) 必須事業 つづき)

		H27 実績	H28 見込 (A)	H28 実績 (B)	H28 見込比 (B/A)	H29 見込
手話奉仕員養成 研修事業		2	2	2	100%	2
移動支援事業	利用実人数	67*	84	58	69%	96
	年間延べ利 用時間数	8,691	11,088	7,843	71%	12,672
地域活 動支援 センター	白井市内分	箇所数	1	1	100%	1
		利用実人数	64*	74	88%	74
	他市町村分	箇所数	3	5	60%	5
		利用実人数	23	22	100%	28

【特記がない数値は年度通算】

(2) 任意事業(計画書 p.49-50)

		H27 実績	H28 見込 (A)	H28 実績 (B)	H28 見込比 (B/A)	H29 見込
日中一時支援事業	月平均利用 人数(人/月)	34*	48▲ [4]	37	77%	60▲ [5]
生活サポート事業	利用実人数	2	3	2	67%	3人
訪問入浴サービス事業	利用実人数	2	2	2	100%	2人
自動車運転免許取得費 補助事業	利用実人数	2	2	1	50%	2人
自動車改造費補助事業	利用実人数	2	1	2	200%	1人

【特記がない数値は年度通算】

▲印：計画書における日中一次支援事業見込値は、年間の利用実人数（延べ人数ではない）を12か月で除した数値（[]の数値）になってしまっているため、ここでは当該見込値に12を乗じた数値を月平均利用人数の見込値としました。

以上

平成 29 年 4 月 21 日

白井市長 伊澤史夫 様

白井市地域自立支援協議会
会長 宮沢 友子

白井市の障害福祉計画の推進について（要望）

障がいのある人たちの地域福祉施策の推進につきましては、日頃よりご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、障がいのある人たちが地域で暮らすための障害福祉サービスの供給体制の確保と業務の円滑な実施に関する計画である第 4 期障害福祉計画について、同計画に基づき地域自立支援協議会において推進状況の確認実施したところ、下記の意見がありましたので施策・事業に反映されますよう要望します。

記

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の方針では、施設から地域へと移行を進めることとしており、施設入所者の希望に添った地域移行支援を考える必要があります。

地域移行の中間施設とされるグループホームの建設については、施設入所者の地域移行希望、グループホーム利用希望を調査したうえで事業所によって整備されることが望ましいが、利用希望調査は、施設入所者の情報が必要になるため、行政の協力なしに事業所で行うことは困難であり、実施できないため、地域生活への移行は進んでいません。

そのためには、行政が事業所へ白井市の人がある施設に入所しているかの情報を提供することや入所施設に対してもグループホーム建設の情報を提供することで地域生活への移行が進んでいくと考えます。

また、障がい者が末永く地域で暮らしていくためには、障がい特性に合ったグループホームの整備が必要です。

（２）地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等の整備については、居住支援機能と地域支援機能を一体的に整備する方法と、地域において機能を分担する面的整備がありますが、白井市の課題に応じて、居住支援機能と地域支援機能を有した拠点となる施設を中心に地域のネットワーク構築（面的整備）を図るとされています。

地域生活支援拠点の機能として、障がい者の高齢化・重度化や「親なき後」を見据え、グループホーム、緊急時の受け入れ・対応をする短期入所施設、日中活動体験の機会・場が未整備あるいは不足しています。

ほかにも、支援困難事例や虐待防止、専門的な相談支援機能の充実となる基幹相談支援センター（相談支援の充実）の整備も必要であると考えます。

相談支援については現状、全障がいの相談支援を相談支援事業所が担っていますが、相談支援機能の充実という意味で、基幹相談支援センターの整備を早急に進める必要があります。

また、相談支援充実のためには専門職の人材確保が必須であり、人件費だけでなく人材養成に係る経費など事業費も必要であることから、相談支援事業を委託する場合は、委託費について改善する必要があると考えます。

（３）福祉施設から一般就労への移行

平成 29 年度末までの一般就労への移行の目標については、平成 27 年度末時点で達成されており、また、就労移行支援事業所数の目標数値 1 か所においても、平成 29 年 3 月に達成されました。

第 4 期障害福祉計画上の推進状況としては順調に進んでいると判断できますが、アンケート調査からも障がい者の一般就労を望む声は多く、現状の望むべき課題を解決するため、今後も就労支援事業所が増設となる施策・事業の推進が必要であると考えます。

就労については、移行支援による就職者数だけで達成したとするのではなく、就労が継続されるかが重要であり、就労継続率等を数値化することが望ましいと考えます。

また、福祉施設利用者が一般就労へ移行するにあたり、企業等への見学や職場実習、施設外就労の機会等就労に結びつくまでの実習や、就労期間、就労後のフォローアップ実績、生活面においての支援実績を数値として捉え、総合的に判断し、評価を実施していくことが望ましいと考えます。

在宅からの就労希望者も多数いることが推測される中で、就労移行や就労定着支援以外に、福祉サービスにつなぐための支援が求められ、白井市においては市が雇用する障がい者就労支援員が 1 名おりますが、今後の人員の充実も切実に望むところです。

白井市第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画

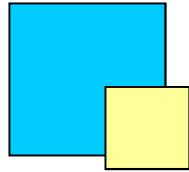
素 案

(第 1 版)

平成 2 9 年 8 月 2 3 日

目 次

第1章	序論（計画策定にあたって）・・・	1
第1節	計画策定の背景・目的・・・	3
第2節	計画の性格と位置付け・・・	5
第3節	計画の期間・・・	7
第2章	障がいのある人・難病患者の現状等・・・	9
第1節	障がいのある人・難病患者の状況・・・	11
第2節	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要・・・	14
第3節	「第4期障害福祉計画」の達成状況・・・	16
第4節	アンケート・ヒアリング調査結果の要点・・・	27
第3章	計画の基本的な考え方・・・	37
第1節	計画の目標像・・・	39
第2節	計画の基本方針・・・	40
第3節	障がいのある人・難病患者の将来推計・・・	41
第4節	成果目標・・・	42
第4章	計画の内容・・・	45
第1節	活動指標について・・・	47
第2節	指定障害福祉サービス・相談支援の見込み・・・	49
第3節	障害児通所支援等の見込み・・・	56
第4節	発達障がい者等に対する支援の見込み・・・	60
第5節	地域生活支援事業の見込み・・・	61
	◇「見込み量」・「実施見込み」一覧・・・	68
第5章	計画の推進と進行管理・・・	73
第1節	推進・進行管理の考え方・・・	75
第2節	推進・進行管理（評価）の具体的方法・・・	77
参考資料		
資料1	計画策定までの経緯・・・（未作成）	
資料2	白井市障害者計画等策定委員会名簿・・・（未作成）	



第1章 序論（計画策定にあたって）

1 計画策定の背景・目的

(1)『白井市障害福祉プラン』の策定（平成19年3月）までの流れ

平成9年3月、白井市（当時は白井町）は、初めての障害者計画となる『白井町障害者計画―「理解と参加による社会づくり」をめざして―』を策定し、「誰もが社会に参加し、一人ひとりが自らの生き方を主体的に選択し決定できる社会の実現」を目標として、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等、幅広い分野における障がい者施策の計画的推進の取り組みに着手しました。その後、専門職員の確保や保健福祉センターの整備などが進み、平成14年度には、「市民すべてが地域の中で豊かな生活を送れるまち」をめざして障害者計画の中間見直しを行いました。

平成15年度からは、障がいのある人が、利用するサービスの種類ごとに支援費の支給を受け、事業者との契約に基づいてサービスを利用できる「支援費制度」が始まり、さらに同18年度からは「障害者自立支援法」に基づき、3障害（身体・知的・精神）一元のサービス体系に移行するとともに、新たに市町村障害福祉計画の策定が義務付けられるなど、大きな制度改革が行われ、障がい者福祉は大きな転換期を迎えました。このような中で、市では、白井市障害者計画の施策や事業の進捗状況等の確認・評価を行い、平成19年3月、障害者計画と障害福祉計画の性格を併せ持つ『白井市障害福祉プラン』（白井市障害者計画・第1期障害福祉計画）を新たに策定しました。

(2)『白井市第2期・第3期障害福祉計画』の策定

『白井市障害福祉プラン』では、第1期障害福祉計画に相当する「数値目標」部分の計画期間について、平成18年度を含めた3年間としていたことから、平成21年3月には、これに続く3年間の計画として、『白井市第2期障害福祉計画』を策定しました。

さらに、この『白井市第2期障害福祉計画』が終了する平成23年度には、障害者自立支援法の施行後6年間の成果と課題を踏まえつつ、障害福祉サービスの提供方策を定め、サービス提供に係る計画的な体制整備と円滑な実施を図るため、平成24年3月、『白井市第3期障害福祉計画』を策定しました。

(3)『白井市第4期障害福祉計画』・『白井市障害者計画2016-2025』の策定

『白井市障害福祉プラン』の策定後も、障がい者福祉の分野では大きな変化が続いています。平成24年10月には、家庭や施設、職場などでの虐待の防止や早期発見を図り、障害のある人の人権を守る「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成25年4月には、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

（以下、「障害者総合支援法」と言います。）として改正施行され、障がい者の範囲に難病等が追加されました。同じ平成25年4月には、国や自治体による障害者就労施設等からの

物品の調達などを推進する「障害者優先調達推進法」の施行、さらに同年6月には、障がい者を理由とする差別を禁止する「障害者差別解消法」が成立しています。

市では、これらの変化も踏まえ、平成26、27年度に『白井市障害福祉プラン』の改定作業を行い、平成27年3月に『白井市第4期障害福祉計画』を、また平成28年3月に『白井市障害者計画2016-2025』をそれぞれ策定しました。

（４） 近年の障害福祉施策等の動向（『白井市第4期障害福祉計画』策定以降）

① 障害者差別解消法の施行

平成25年6月に制定された「障害者差別解消法」（正式名称：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）が、同28年4月に施行されました。障がい者を理由とする差別を禁止し、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者が「合理的配慮」の提供を行うことで、障がいの有無にかかわらず、共に生きる社会の実現をめざしています。

② 障害者総合支援法・児童福祉法の改正

平成28年6月に「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が一部改正されました（施行は平成30年4月予定）。この改正では、障がいのある児童へのサービス提供体制の計画的な構築を推進するため、市町村は「市町村障害福祉計画」に加えて「市町村障害児福祉計画」を策定することが定められました。このほかにも、次のような内容が盛り込まれています。

- ・ 障害福祉サービスに新規サービスとして「自立生活援助」、「就労定着支援」を追加
- ・ 「重度訪問介護」の訪問先の拡大
- ・ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
- ・ 「保育所等訪問支援」支援対象の拡大
- ・ 医療的ケアを要する障害児への支援体制の整備
- ・ 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ・ 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ・ 地方自治体による調査事務・審査事務の効率化

（５）『白井市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』の策定

『白井市第4期障害福祉計画』が平成29年度で終了することから、市ではこのたび、『白井市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画』を新たに策定しました。

本計画は、障害者総合支援法・児童福祉法の改正内容及び近年の障がい者福祉の動向を踏まえ、「計画の目標像」（第3章）及び「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（次節参照）の基本的理念を実現するため、障がい者、障がい児の地域生活を支援するサービスの基盤整備等についての目標を設定するとともに、それらのサービスの提供体制が計画的に確保されるようにすることを目的とします。

2 計画の性格と位置付け

(1) 法令上の位置付け

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第 33 条に規定する「市町村障害児福祉計画」であって、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」と言います。）に即して、「障害福祉サービス等」及び「障害児通所支援等」の提供体制の確保に係る目標や、サービスの必要量の見込みなどを策定するものです。

※障害者総合支援法 第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

※児童福祉法 第 33 条 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

◇国の基本指針

国の基本指針は、市町村や都道府県が障害福祉計画・障害児福祉計画を策定するに当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするもので、次にあげる基本的な理念に配慮して計画を作成する必要があるとしています。

- ・障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ・市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ・地域共生社会の実現に向けた取組
- ・障害児の健やかな育成のための発達支援

また、国の基本指針は、平成 29 年 3 月、第 5 期障害福祉計画及び第 1 期障害児福祉計画の策定に向けて次のようなポイントでの見直しが行われました。

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・就労定着に向けた支援
- ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・地域共生社会の実現に向けた取組

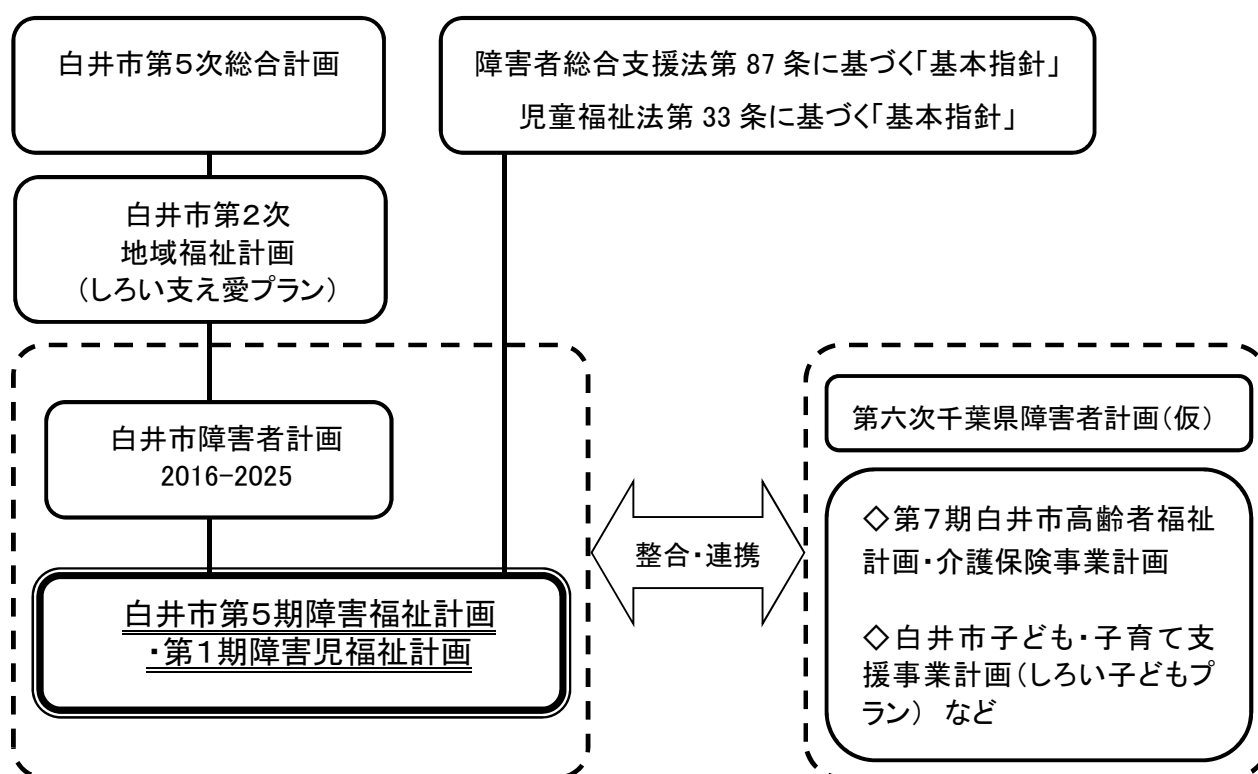
・発達障害者支援の一層の充実

(2) 市の計画体系における位置付け

本計画は『白井市第5次総合計画』及び健康・福祉分野の基幹計画である『白井市第2次地域福祉計画(しろい支え愛プラン)』を上位計画とする、事業レベルの個別計画であって、障がい福祉施策に関する基本的な計画である『白井市障害者計画』との緊密な連携のもとに推進していきます。

また、その他の個別計画や、国・県の関連計画等と整合・連携を確保します。

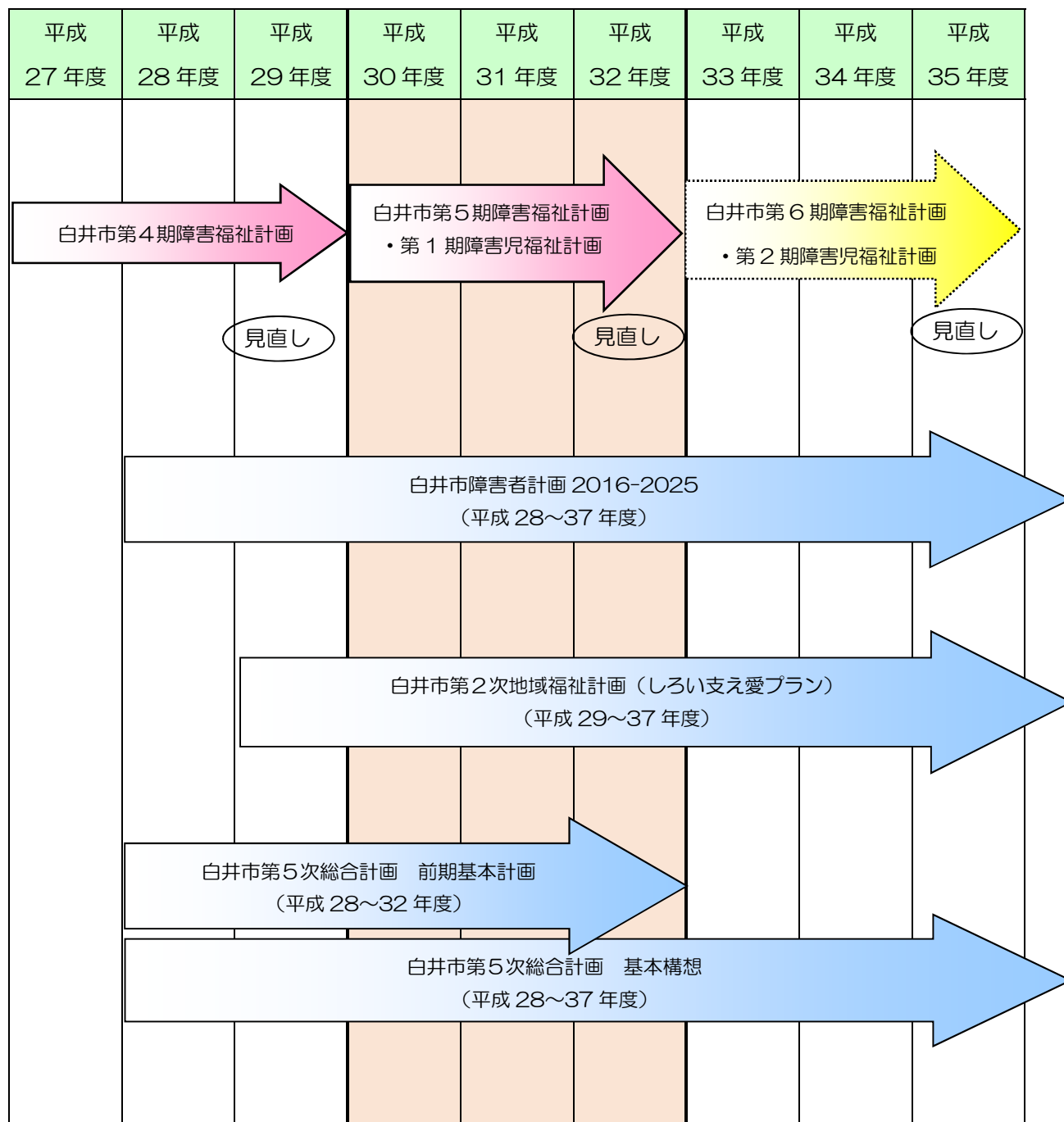
◇計画の体系図

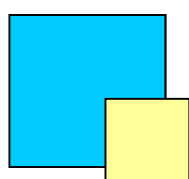


3 計画の期間

本計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

また、第 5 章「計画の推進と進行管理」に基づいて評価を実施し、その結果を次期計画に反映させます。





第2章 障がいのある人・難病患者の現状等

1 障がいのある人・難病患者の状況

(1) 手帳所持者数など

白井市の平成 28 年度末における障害者手帳の交付状況を見ると、身体障害者手帳の所持者は 1,461 人で、総人口に占める割合は 2.3%、療育手帳の所持者は 323 人で総人口の 0.5%、また、精神障害者保健福祉手帳の所持者は 317 人で総人口の 0.5%となっています。なお、自立支援医療制度（精神通院）の利用者は 728 人で、総人口の 1.1%となっています。

■障がい者（児）数の推移 ～障害者手帳所持者数～

（単位：人）

平成 年度	総人口 （住民基 本台帳）	身体障害者手帳所持者						療育手帳所 持者	精神障害保 健福祉手 帳所持者
		総 数	視 覚 障 害	聴 覚 障 害	音 声 障 害	肢 体 不 自 由	内 部 障 害		
24	62,386	1,397	73	91	21	764	448	248	182
25	62,493	1,414	77	96	20	770	451	269	219
26	62,816	1,470	78	101	21	794	476	298	251
27	63,175	1,507	77	106	21	801	502	321	291
28	63,404	1,461	77	101	23	768	492	323	317

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

■障がい者（児）数 ～等級・程度別内訳～

●身体障害者手帳（単位：人）

級 別	人 数
1 級	511
2 級	221
3 級	214
4 級	370
5 級	67
6 級	78
合 計	1,461
（うち障害児）	43

●療育手帳

（単位：人）

	軽度 （Bの2）	中度 （Bの1）	重度 （A・A）	合計
18歳未満	66	25	29	120
18歳以上	65	48	90	203
合 計	131	73	119	323

●精神障害保健福祉手帳（単位：人）

級 別	人 数
1 級	42
2 級	193
3 級	82
合 計	317

資料：白井市社会福祉課（平成 28 年度末現在）

(2) 近年の障がい者（児）数の傾向

① 身体障がい

近年は増加が続いていましたが、平成 28 年度は微減し、平成 28 年度末の総数は 1,461 人でした。そのうち肢体不自由が半数強を占めています。手帳の等級別では、1 級が 511 人で最も多く、重度者（1・2 級）が 732 人と約半数となっています。一方、5・6 級は合わせて 145 人（約 10%）にとどまっています。

② 知的障がい

増加傾向にあり、平成 28 年度末の総数は 323 人です。18 歳未満が 120 人、18 歳以上が 203 人となっています。手帳の程度別では軽度（B の 2）が 131 人（約 41%）で最も多くなっています。

③ 精神障がい

増加の傾向が著しく、平成 28 年度末の手帳所持者総数は 317 人です。手帳の等級別では 2 級が最も多く、193 人（約 61%）を占めています。

(3) 「難病見舞金受給者数」の状況

難病患者については、平成 28 年度の難病見舞金受給者数が 356 人で、平成 28 年度末の総人口 63,404 人の 0.6%となっています。

受給者の数及び人口に対する割合は、近年は増加が続いていましたが、平成 27 年度に一旦減少しています。

■ 「難病見舞金」受給者数

年度	総人口（人）	受給者数（人）	割合（%）
平成 24 年度	62,386	319	0.51
平成 25 年度	62,493	341	0.55
平成 26 年度	62,816	367	0.58
平成 27 年度	63,175	347	0.55
平成 28 年度	63,404	356	0.56

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

(4)「障害支援区分」認定の状況

障害支援区分別の障害福祉サービス等支給決定者数を見ると、いずれの年も「区分6」の人が最も多く、次いで「区分3」が多くなっています。ただし、この2つの区分の決定者数の割合は、平成26年度以降は減少が続いています。

■障害支援区分別支給決定者数の推移

(単位：人)

年度	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
平成26年度	5	17	39	17	17	45	140
平成27年度	4	19	25	23	20	40	131
平成28年度	6	19	24	22	22	39	132

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

2 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の概要

（１）障害福祉サービス等及び障害児通所支援等について

障害福祉サービス等は、障害者総合支援法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病などによって日常生活に制限が生じ、介護や就労支援を必要とする人を主な支援対象として支給されるサービスです。

障害福祉サービス等は、「介護給付」と「訓練等給付」から成る「指定障害福祉サービス」と、「相談支援」及び「地域生活支援事業」で構成されています。

また、障害児通所支援等は、児童福祉法に基づき、障がいのある児童や発達に心配がある児童を主な支援対象として支給されるサービスで、療育の提供や相談などの支援を行います。

支援対象者は、必要に応じて利用したいサービスを選び、市に支給の申請を行います。申請が認められ、必要な障害支援区分が認定されると、それに基づきサービスの支給量が決定されます。支給決定後、利用者は事業者と契約を結び、サービスの利用を開始することができます。

サービスの大枠の概要は以下のとおりです。なお、個々のサービスの説明及びサービス全体の体系図については、第４章に記載しています。

① 指定障害福祉サービス

指定障害福祉サービスは、その性質によって上記の２区分に分けられますが、提供の形態によっては「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」及び「居住系サービス」の３つに大別されます。

訪問系サービスは、介護給付のうち、ホームヘルパーが自宅等を訪問するなどして提供されるサービスです。自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う「居宅介護」や、視覚障がいのため移動に著しい困難を有する人に必要な情報提供や移動の援護等を行う「同行援護」などがあります。

日中活動系サービスは、施設等で昼間に提供されるサービスです。このうち介護給付としては、介護とともに創作的活動や生産活動の機会を提供する「生活介護」などがあります。また、訓練等給付としては、自立した生活に向けて一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行う「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」や、一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供する「就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）」などがあります。

居住系サービスは、施設等で夜間に提供されるサービスです。共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行う「共同生活援助（グループホーム）」などがあります。

② 相談支援

相談支援は、障害福祉サービス等の支給申請に当たり必要となる「サービス等利用計画案」の作成や支給決定後の事業者との連絡調整等を行う「計画相談支援」及び地域生活へ

の移行や定着を支援する「地域移行支援」、「地域定着支援」を行います。

③ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となり、利用量などの具体的な内容を利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスです。必須事業と任意事業に分かれており、必須事業としては、聴覚その他の障がいのため意思疎通に支障がある人に手話通訳・要約筆記者の派遣等を行う「意思疎通支援」や、屋外での移動が困難な障がい者の外出を支援する「移動支援」などがあります。また、任意事業としては、白井市では、障害福祉サービス事業所などで日中活動の場の提供等を行う「日中一時支援事業」等を展開しています。

④ 障害児通所支援等

障害児通所支援等は、18歳未満の障がいのある子どもを対象としており、通所利用で児童に療育の場を提供する「児童発達支援」や、学校に就学している障がい児の放課後や休暇中に生活能力向上のための訓練等を提供する「放課後等デイサービス」などの「障害児通所支援」のほか、「障害児相談支援」、「障害児入所支援」を含みます。

3 「第4期障害福祉計画」の達成状況

(1) 成果目標の達成状況

※本節の実績値とコメントは今後の動きに応じて修正します

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数	数値
【目標値】	3人
【平成29年度末実績見込み】	3人
達成率(%)	100.0

福祉施設入所者削減数	数値
【目標値】	1人
【平成29年度末実績見込み】	1人
達成率(%)	100.0

「地域生活移行者数」と「福祉施設入所者削減数」については、ともに目標値を達成できる見込みです。

② 地域生活支援拠点[☆]等の整備

☆地域生活支援拠点：居住支援機能と地域支援機能の一体的整備推進を目的に整備される拠点で、地域内で相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、人材の確保・養成等の機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加したものとされています。

地域生活支援拠点等の整備	数 値
【目標値】	1か所
【平成29年度末実績見込み】	か所
達成状況	

(本項目については、今後の見とおしが明らかになってから記載します)

③ 福祉施設から一般就労への移行

平成 29 年度の年間一般就労者数 (就労移行支援事業等を通じて、同年中に福祉施設利用から一般就労に移行した人)	数値
【目標値】	4 人
【実績見込み】	9 人
達成率 (%)	225.0

平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	数値
【目標値】	13 人
【実績見込み】	14 人
達成率 (%)	107.7

就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数	数値
【目標値】	1 か所
【実績見込み】	0 箇所
達成率 (%)	未達成

「平成 29 年度の年間一般就労者数」と「平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数」は、ともに目標値を達成できる見込みです。一方で、「就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所数」については、平成 29 年 3 月に市内初の事業所が開設しましたが、開設から日が浅く、計画期間内における就労移行率 3 割以上の達成は難しい見込みです。

（２）指定障害福祉サービス・相談支援の計画値（見込み量）と実績値

◇訪問系サービス

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護（時間/月）	291	233	340	317
重度訪問介護（時間/月）	1,500	1,548	2,200	1,778
同行援護（時間/月）	26	1	26	1
行動援護（時間/月）	427	373	427	346
重度障害者等包括支援 （時間/月）	0	0	0	0
合計時間数（時間/月）	2,244	2,154	2,993	2,442
見込比（％）	91.7		78.8	

概 括

訪問系サービスでは、一部のサービスで平成 27 年度から利用者が減少したため、実績値が計画値を下回っています。

◇日中活動系サービス

① 生活介護

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	1,388	1,376	1,462	1,440
見込比（％）	99.1		98.4	

② 自立訓練（機能訓練）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	12	31	15	11
見込比（％）	258.3		73.3	

③ 自立訓練（生活訓練）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	70	133	77	140
見込比（％）	190.0		181.8	

④ 就労移行支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	195	249	195	246
見込比（％）	127.7		126.1	

⑤ 就労継続支援（A型）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	60	112	60	150
見込比（％）	186.7		250.0	

⑥ 就労継続支援（B型）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	815	786	832	834
見込比（％）	96.4		100.2	

⑦ 療養介護

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	3	1	3	1
見込比（％）	33.3		33.3	

⑧ 短期入所（ショートステイ）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	54	38	63	61
見込比（％）	70.4		96.8	

概 括

「自立訓練（生活訓練）」は利用希望者が増加したため、計画値を大幅に上回る実績値となりました。

「就労移行支援」及び「就労継続支援（A型）」は実績値が計画値を上回っています。

◇居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	20	20	21	21
見込比（％）	100.0		100.0	

② 施設入所支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	24	24	27	24
見込比（％）	100.0		88.9	

◇相談支援

① 計画相談支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	15	15	20	16
見込比（％）	100.0		80.0	

② 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

〈地域移行支援〉	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	3	0	5	0
見込比（％）	0.0		0.0	
〈地域定着支援〉	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	1	0	1	0
見込比（％）	0.0		0.0	

概 括

「共同生活援助」、「施設入所支援」では、概ね計画どおりの実績となっています。
「地域相談支援」（地域移行支援・地域定着支援）では、見込み量を設定しましたが、実際の利用者はありませんでした。

（３）障害児支援の計画値（見込み量）と実績値

◇障害児通所支援

① 児童発達支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	472	498	480	544
見込比（％）	105.5		113.3	

② 医療型児童発達支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	0	0	0	0
見込比（％）	—		—	

③ 放課後等デイサービス

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	773	814	819	903
見込比（％）	105.3		110.3	

④ 保育所等訪問支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ日数（人日/月）	0	0	0	0
見込比（％）	—		—	

◇相談支援

① 障害児相談支援

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ人数（人/月）	8	5	12	6
見込比（％）	62.5		50.0	

概 括

「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」では、概ね実績値が計画値の通りとなっています。

（４）地域生活支援事業の計画値（見込み量）と実績値

◇必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	有	有	有	有
見込比（％）	—		—	

② 自発的活動支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	無	無	無
見込比（％）	—		—	

③ 相談支援事業

障害者相談支援事業	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
設置数（箇所）	3	3	3	3
見込比（％）	100.0		100.0	
・基幹相談支援センター（有無）	無	無	無	無
見込比（％）	—		—	
市町村相談支援機能強化事業	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	有	無	有	無
見込比（％）	—		—	
住宅入居等支援事業	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	無	無	無
見込比（％）	—		—	

④ 成年後見制度利用支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	1	2	1	2
見込比（％）	200.0		200.0	

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
実施の有無	無	無	無	無
見込比（％）	—		—	

⑥ 意思疎通支援事業

手話通訳者設置事業	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
設置実人数（人/年）	0	0	0	0
見込比（％）	—		—	

手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	4（2サービス 合計）	5（2サービス 合計）	4（2サービス 合計）	4（2サービス 合計）
見込比（％）	125.0		100.0	

⑦ 日常生活用具給付等事業

介護・訓練支援用具	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	2	4	2	5
見込比（％）	200.0		250.0	
自立生活支援用具	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	11	10	12	11
見込比（％）	90.9		91.7	
在宅療養等支援用具	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	8	8	10	2
見込比（％）	100.0		110.0	
情報・意思疎通支援用具	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	6	24	8	19
見込比（％）	400.0		237.5	
排せつ管理支援用具	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	939	784	1,023	810
見込比（％）	83.5		79.2	
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
給付等件数（件/年）	4	3	5	2
見込比（％）	75.0		40.0	

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
修了実人数（人/年）	2	2	2	2
見込比（％）	100.0		100.0	

⑨ 移動支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	72	67	84	58
見込比（％）	93.1		69.0	
延べ利用時間（時間/年）	9,504	8,691	11,088	7,843
見込比（％）	91.4		70.7	

⑩ 地域活動支援センター

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
市内設置数（箇所）	1	1	1	1
見込比（％）	100.0		100.0	
利用実人数（人/年）	72	64	74	65
見込比（％）	88.9		87.8	
他市町村利用箇所数（箇所）	4	3	5	3
見込比（％）	75.0		60.0	
利用実人数（人/年）	20	23	22	22
見込比（％）	115.0		100.0	

◇任意事業

① 日中一時支援事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
延べ利用人数（人/月）	4	34	4	37

② 生活サポート事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	3	2	3	2
見込比（%）	66.6		66.6	

③ 訪問入浴サービス事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	2	2	2	2
見込比（%）	100.0		100.0	

④ 自動車運転免許取得費補助事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	1	2	2	1
見込比（%）	200.0		50.0	

⑤ 自動車改造費補助事業

	平成 27 年度		平成 28 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値
利用実人数（人/年）	1	2	1	2
見込比（%）	200.0		200.0	

概 括

「必須事業」のうち、「日常生活用具給付等事業」の「情報・意思疎通支援用具」で、実績（利用）が計画値を大幅に上回っています。

4 アンケート・ヒアリング調査結果の要点

(1)「白井市障害福祉計画の改定に向けたアンケート調査☆」

☆国の基本指針の発出前の実施のため、調査タイトルでは障害児福祉計画に触れていませんが、調査内容には障害児支援を含めています。

本計画の策定に先立って、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病患者の市民及び障害者手帳を取得していない市民の方々を対象に、アンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

◇調査の目的

- ・ 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児支援のそれぞれについて、種類ごとのニーズを把握すること
- ・ より効果的・効率的な障害福祉サービス等の実施に向け、利用者等の意見を把握すること

◇調査実施概要

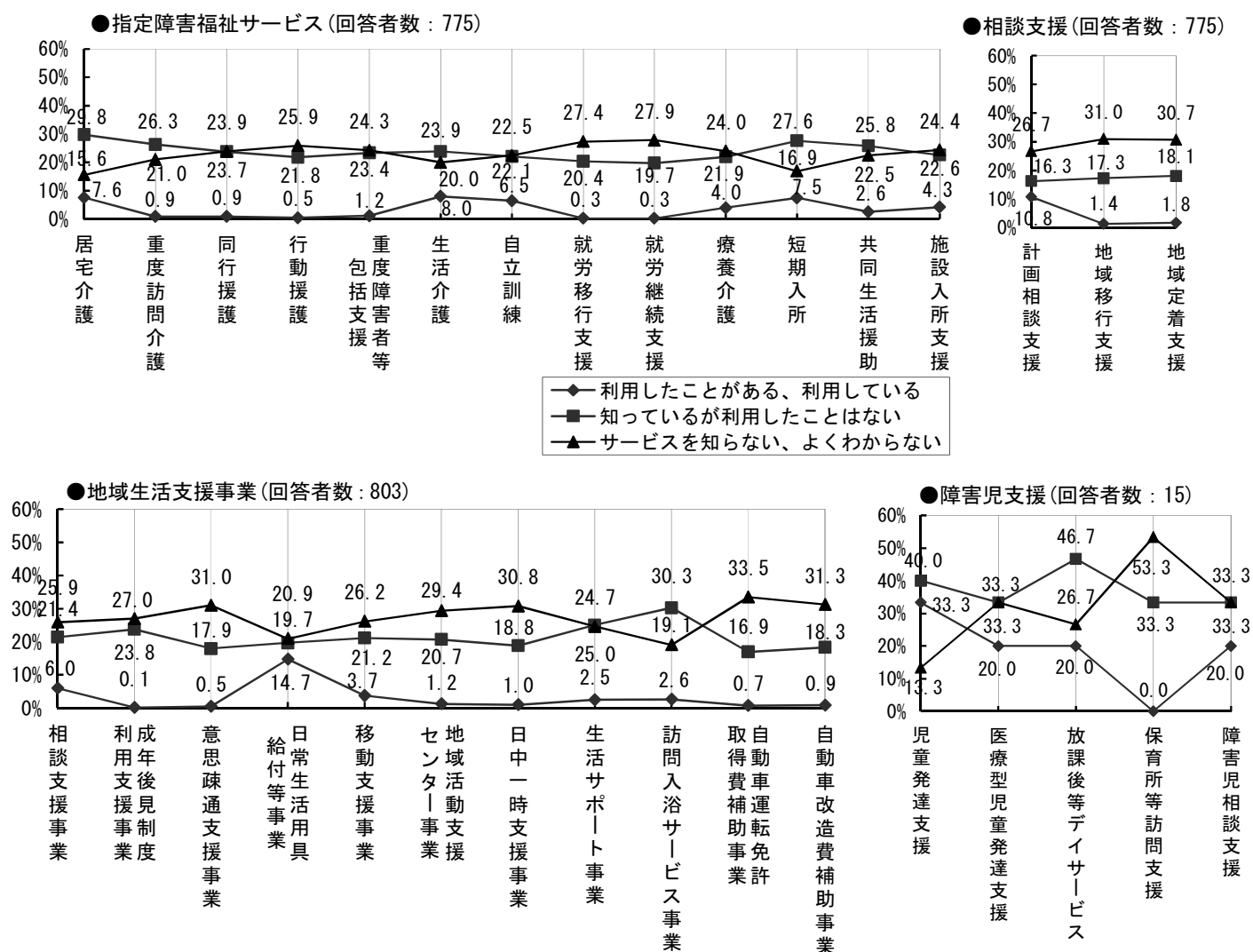
区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	障害者手帳を取得していない市民
(1) 対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者	特定疾患・小児慢性特定疾患医療受給者	無作為抽出
(2) 対象者数	1,363 人	277 人	282 人	255 人	493 人
(3) 抽出方法	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査	難病疾患患者見舞金受給者	住民基本台帳からの無作為抽出
(4) 調査方法	郵送による配付、回収				
(5) 実施時期	平成 29 年 1 月 13 日～2 月上旬				
(6) 回収結果					
・ 有効回収数	803 票	159 票	115 票	135 票	240 票
・ 有効回収率	58.9%	57.4%	47.5%	52.9%	48.7%

◇調査結果

以下に、調査結果からみた障がいのある人等の現状についての要点をまとめて示します。

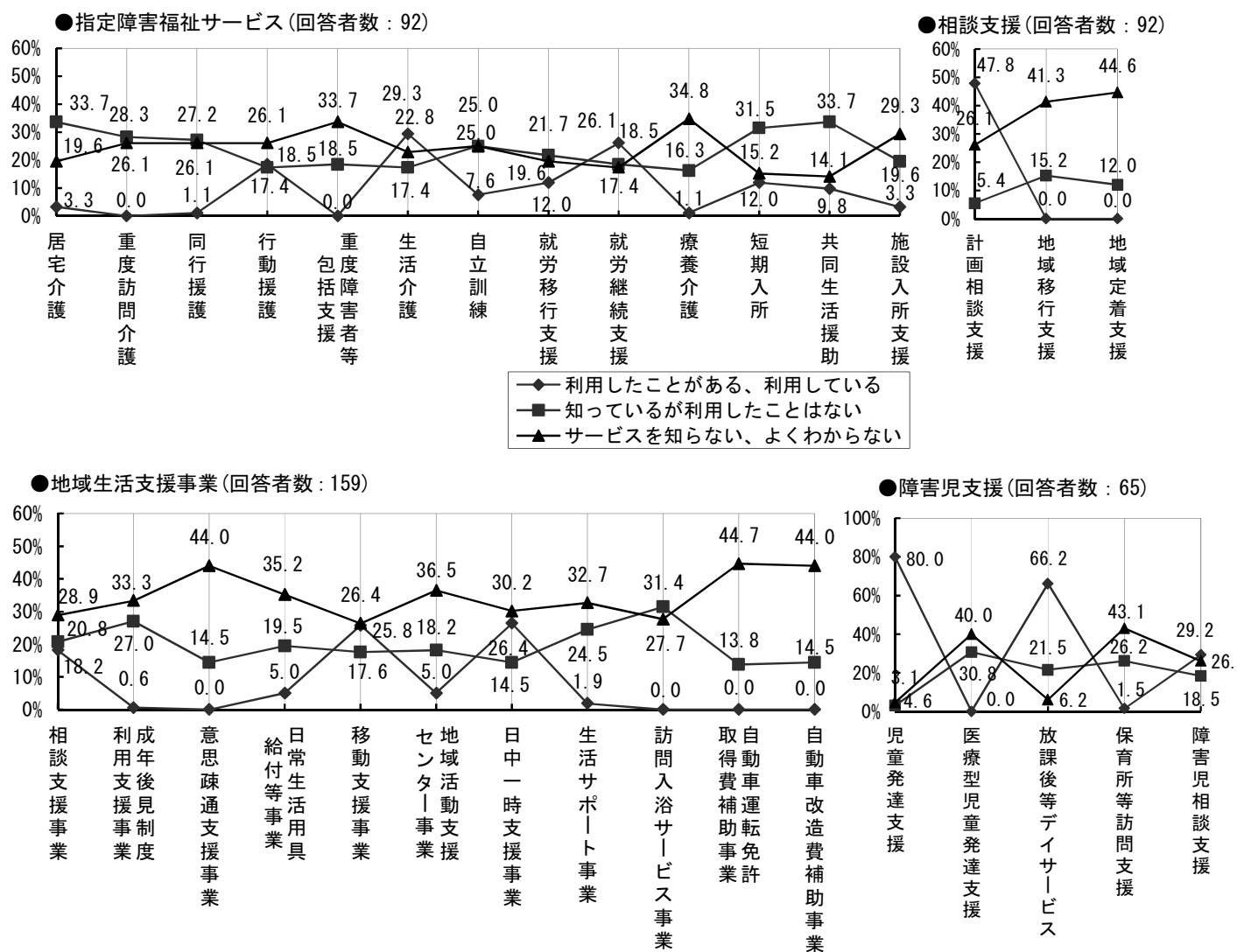
① 障害福祉サービス等の利用状況

〔身体障がい者（児）〕



身体障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用状況についてみると、「利用したことがある、利用している」と回答した割合が最も多かったのは、指定障害福祉サービスでは「生活介護」（8.0%）、相談支援では「計画相談支援」（10.8%）、地域生活支援事業では「日常生活用具給付等事業」（14.7%）、障害児支援では「児童発達支援」（15人中5人〔参考値：33.3%〕）となっています。また、ほぼすべてのサービスにおいて「サービスを知らない、よくわからない」という回答が多くみられました。

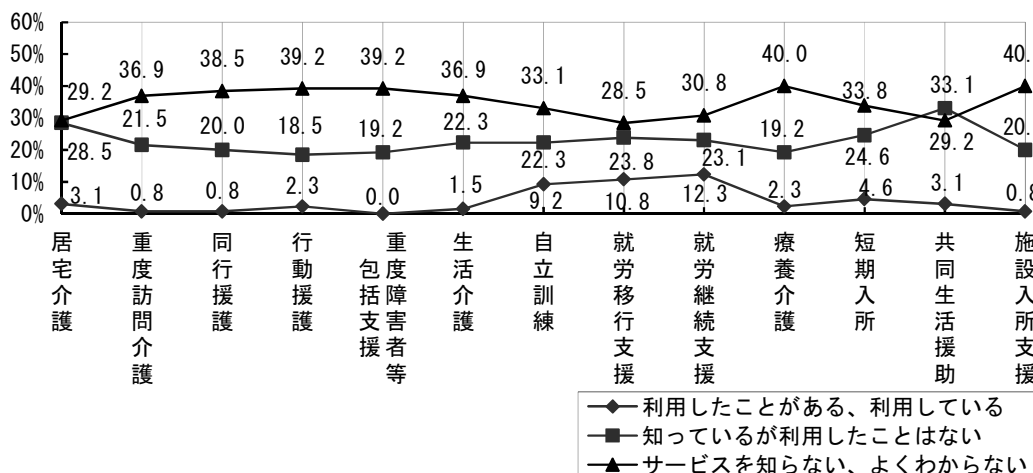
[知的障がい者（児）]



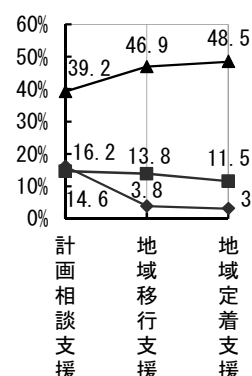
知的障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用状況についてみると、「利用したことがある、利用している」と回答した割合が最も多かったのは、指定障害福祉サービスでは「生活介護」（29.3%）、相談支援では「計画相談支援」（47.8%）、地域生活支援事業では「日中一時支援事業」（26.4%）、障害児支援では「児童発達支援」（65人中52人、〔参考値：80.0%〕）となっています。また、多くのサービスにおいて「サービスを知らない、よくわからない」という回答が多くみられました。

[精神障がい者（児）]

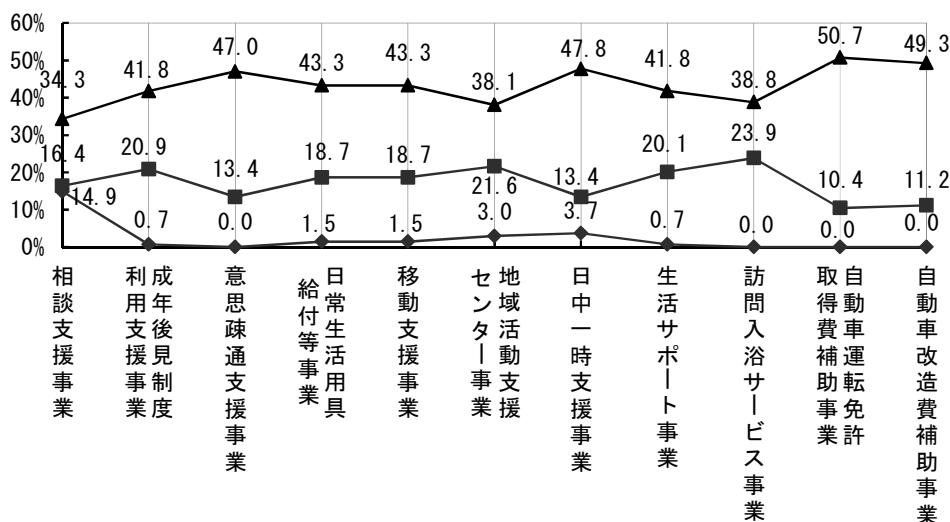
●指定障害福祉サービス(回答者数:130)



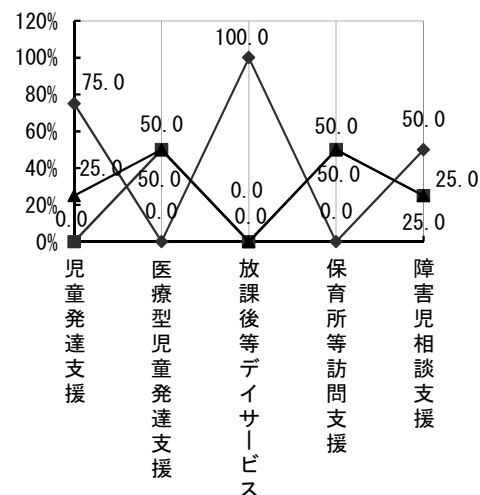
●相談支援(回答者数:130)



●地域生活支援事業(回答者数:134)



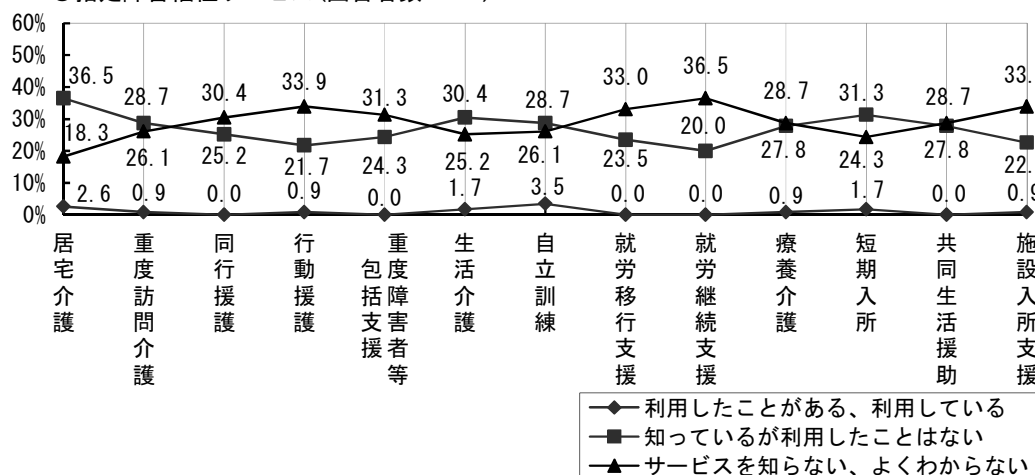
●障害児支援(回答者数:4)



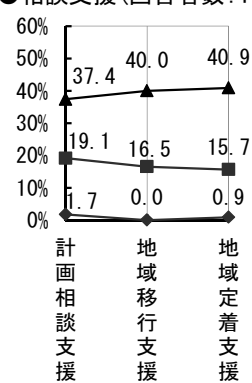
精神障がい者（児）の障害福祉サービス等の利用状況についてみると、「利用したことがある、利用している」と回答した割合が最も多かったのは、指定障害福祉サービスでは「就労継続支援」（12.3%）、相談支援では「計画相談支援」（16.2%）、地域生活支援事業では「相談支援事業」（14.9%）、障害児支援では「放課後等デイサービス」（4人中4人、〔参考値：100.0%〕）となっています。また、障害児支援を除くほぼすべてのサービスの分野において「サービスを知らない、よくわからない」という回答が多くみられました。

[難病患者]

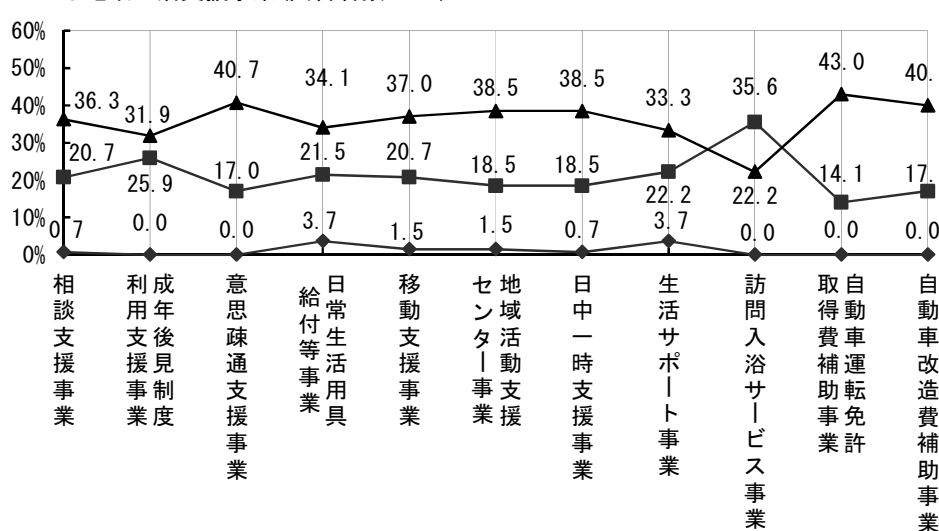
●指定障害福祉サービス(回答者数：115)



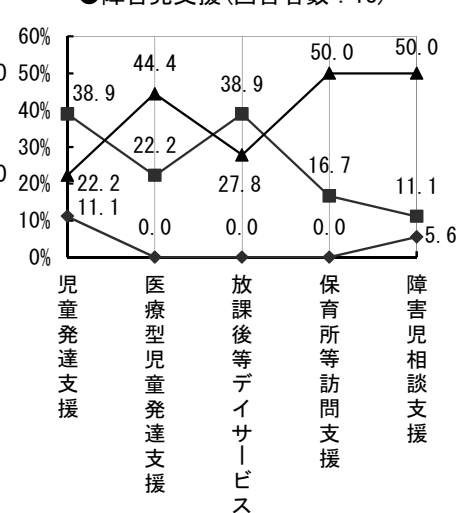
●相談支援(回答者数：115)



●地域生活支援事業(回答者数：135)



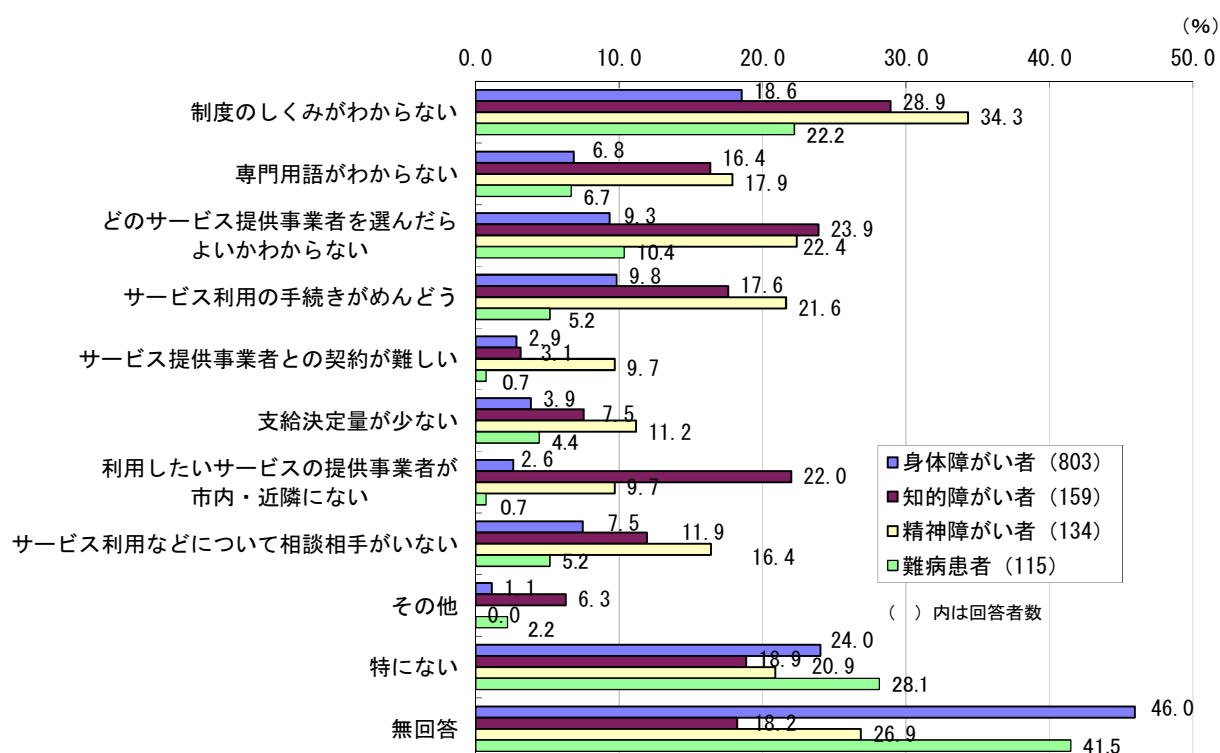
●障害児支援(回答者数：18)



難病患者の障害福祉サービス等の利用状況についてみると、「利用したことがある、利用している」と回答した割合が最も多かったのは、指定障害福祉サービスでは「自立訓練」(3.5%)、相談支援では「計画相談支援」(1.7%)、地域生活支援事業では「日常生活用具給付等事業」と「生活サポート事業」(ともに3.7%)、障害児支援では「児童発達支援」(18人中2人、[参考値：11.1%])となっています。また、ほぼすべてのサービスにおいて「サービスを知らない、よくわからない」という回答が多くみられました。

② 福祉サービスについて困っていること、心配なこと（身体・知的・精神障がい者、難病患者）（※複数回答）

身体障がい者では「無回答」を除くと、「特にない」（24.0%）と「制度のしくみがわからない」（18.6%）が、知的障がい者では「制度のしくみがわからない」（28.9%）と「どのサービス提供事業者を選んだらよいかわからない」（23.9%）が多くなっています。また、精神障がい者では「制度のしくみがわからない」（34.3%）と「どのサービス事業者を選んだらよいかわからない」（22.4%）、難病患者では「無回答」を除くと、「特にない」（28.1%）と「制度のしくみがわからない」（22.2%）が多くなっています。利用者にとって制度が難解であること、また制度やサービス等についての周知が不足していることがうかがえます。



③ 自由記入質問に寄せられた意見（障害福祉サービス等に関するもの）

自由記入欄に寄せられたご意見のうちで障害福祉サービス等に関する意見については、身体障がい者では「手続きの簡略化」と「経済的支援」、「個人の状況に合わせたサービスの供給（量、手帳の等級にとらわれないサービス等）」が、知的障がい者では「障がい者支援の充実（親亡き後のひとり暮らしや大人の発達障がいへの支援）」と「グループホームの整備」が、精神障がい者では「交通費の補助」と「経済的支援」が、難病患者では「経済的支援（難病見舞金制度の復活）」が多くなっています。

自由記入回答中のご意見（※5件以上寄せられたものを抜粋）

身体障がい者		件数
	手続きの簡略化	11
	経済的支援	10
	個人の状況に合わせたサービスの供給（量、手帳の等級にとらわれないサービス等）	10

知的障がい者		件数
	障がい者支援の充実（親亡き後のひとり暮らしや大人の発達障がいへの支援）	6
	グループホームの整備	5

精神障がい者		件数
	交通費の補助	6
	経済的支援	5

難病患者		件数
	経済的支援（難病見舞金制度の復活）	9

(2) 団体等ヒアリング調査

本計画の策定に先立って、市内の障がい者関係団体及び計画相談支援事業者を対象にヒアリング調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

◇調査の目的

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービスの利用の状況やご意見など、アンケート調査では取得しにくい定性的な情報を収集すること。

◇調査実施概要

区分	障がい者関係団体							計画相談支援事業者	
(1) 対象者	白井市心身障害児者父母の会	白井市視覚障害者白井あゆみの会	白井市精神障害者家族会しらゆりの会	障害児者と家族の会「つみき」	いちごの会	白井市聴覚障害者協会(友の会)	白井市身体障害者友の会「にこにこ」	座ぐり(社会福祉法人フラット)	アサンテ(特定非営利活動法人ぼれぼれ・ちば)
(2) 実施日	H29. 4. 12	H29. 4. 21	H29. 4. 24	H29. 4. 24	H29. 4. 25	H29. 4. 26	H29. 4. 28	H29. 4. 26	H29. 4. 21
(3) 出席者数	12名	4名	4名	4名	5名	1名	1名	2名	1名
(4) 実施場所	白井市役所本庁舎	白井市保健福祉センター							

◇調査結果

① 障がい者関係団体からの主なご意見

- ・「共同生活援助（グループホーム）」については、施設に通所していない人や、比較的軽度の人も含めて、利用者の希望、障がいの程度、働き方に応じられる、多様な形態のグループホームを整備してほしい。
- ・視覚障がい者の移動のためのサービスを利用しやすくしてほしい。「同行援護」は、専門の担当者がある事業所が市内に1箇所もないので、サービスを利用しにくい。また、事

業所に利用を申し込む際、身体介護を伴わない場合は契約を断られるケースが多い。

- ・日中活動については、事業所の提供する活動内容にうまく適合できないケースがある。多様な就労・日中活動の機会確保のため、既存事業所の事業内容の充実、新規事業所の誘致を進めてほしい。
- ・どのようなサービスが利用できるか分からない、ホームページで確認できるようにしてほしい。また、窓口で配ってもらえるような冊子があると良い。特に、制度が変わったときや、障がい児から障がい者に移行するときには、サービスや支援制度について、もっと積極的に情報発信してほしい。
- ・「児童発達支援」を提供する事業所や職員が少なく、「こども発達センター」は受け入れ者数が過大になっていると思う。専門職の人員を確保し、療育の指導時間を増やしてほしい。あるいは、受け入れ施設をもっと増やしてほしい。
- ・手話通訳者の派遣を依頼すると、返答が来るまでに2～3日程度時間がかかっているが、できるだけ早めに返答がほしい。特に、「誰が来てくれるのか」ということを早めに知りたい。
- ・サービスの一覧が載ったガイドブックなどの情報を提供してほしい。

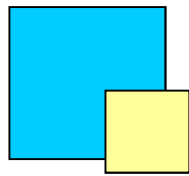
② 計画相談支援事業者からの主なご意見

- ・精神障がい者の受け入れが可能なグループホームが少ない。箇所数は増えてきているが、市内のグループホームの多くは知的障がい者が入居者の主体であり、精神障がい者がその中に入っていくのは難しい。
- ・精神障がい者の日中活動の場所がない。「就労継続支援B型」を利用するのが難しく、「生活介護」の対象にもならない人は、「自立訓練(生活訓練)」の利用期間が終わると居場所がなくなってしまう。
- ・福祉制度等の周知徹底が必要。手帳を持っている人でも、制度やサービスについてほとんど知らないこともある。
- ・計画作成の需要に対し、市内には相談支援事業所や相談支援専門員が少ない。
- ・「地域自立支援協議会」の積極的な活用などにより、関係機関の連携を強めることが重要。

(3) 意見・要望等への対応について

アンケート調査及びヒアリング調査でいただいたご意見について、市や事業者の努力によって改善が望める問題点については、今後の運用において改善に努めていきます。

また、事業所の不足など、サービスの提供体制に対するニーズについては、第4章「活動指標」における各サービスの必要量の見込み及びその見込量の確保策の設定等において考慮することとします。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

白井市では、障がい福祉に関する基本的施策を定める『白井市障害者計画 2016-2025』において、これからの障がい福祉における、市民・地域・市等の共通の目標像を次のとおり定めました。

**障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域づくり**

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔られることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

『白井市障害者計画 2016-2025』の前身計画である『白井市障害福祉プラン』においても、「障害のある人もない人も、一人の市民としてともに参加するまちづくり」を基本理念としてきました。

また、白井市第2次地域福祉計画では、第5次総合計画の基本理念である「安心」、「健康」、「快適」を踏まえ、めざす姿を「ふれあい、育みあい、助けあい、ともに生きるまち」と定めています。

これらのことを踏まえ、本計画においても、この目標像の実現をめざして、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくものとします。

2 計画の基本方針

前節に掲げた目標像の実現をめざし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保を推進していくうえでの基本的な方針として、国の基本指針の基本的理念及び白井市第4期障害福祉計画の基本的考え方との整合を図ったうえで、次の5点を基本方針として設定します。

（１）障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が、障害福祉サービスその他の支援を受けつつ自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

（２）障がい種別によらない一元的なサービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる人の範囲を、「身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等であって18歳以上の人」と「障がい児」として、サービスの充実を図ります。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者及び難病患者については、引き続き、障害者総合支援法に基づく給付対象となっていることの周知を図り、サービスの利用を促します。

（３）地域生活への移行、継続及び就労等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、福祉施設や病院への入所・入院から地域生活への移行、地域生活の継続及び就労等の課題に対応したサービス提供の体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくりなど、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

（４）地域共生社会の実現に向けた取り組み

市民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り高め合う地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保、専門的な支援を必要とする人（医療的ケアを必要とする障がい児等）のための包括的な支援体制の構築などを進めます。

（５）障がい児の発達支援

障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。また、障がい児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、障がい児が保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を進めます。

3 障がいのある人・難病患者の将来推計

白井市の人口は増加が続いており、市では、平成 32 年度までは市外からの流入等による人口増加が続くことを見込んでいます。障がいのある人（手帳所持者）・難病患者の人数も増加の傾向を示しており、高齢化の進行に伴う身体障がい者等の増加などもあり、本計画期間中においては引き続き増加傾向が続くことが見込まれます。

このことを踏まえ、本計画期間における障がいのある人の数（3 障害の手帳所持者数の合計）及び難病患者数を下表のとおり推計し、平成 32 年度においては、合計で 2,836 人（対総人口比 4.3%）になることを見込みます。

■障がい者（手帳所持者）数の実績と見込み

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人 口 ^{☆1} （住民基本台帳）	63,175	63,404	63,940	64,460	64,980	65,500
身体障害者手帳 所持者数	1,507	1,461	1,486	1,511	1,536	1,562
療育手帳所持者数	321	323	344	364	386	407
精神障害者保健 福祉手帳所持者数	291	317	354	391	428	466
難病患者数 ^{☆2}	347	356	367	378	389	401
合 計	2,466	2,457	2,550	2,644	2,739	2,836
対総人口比率 （単位：%）	3.9	3.9	4.0	4.1	4.2	4.3

※ 平成 27、28 年度は年度末実績値。29 年度以降は推計値です。

☆1 人口は白井市第 5 次総合計画に基づく推計です（平成 29～32 年度の増加幅を各年度に当分）。

☆2 難病患者数は平成 28 年度までの難病見舞金制度の受給者数を基礎として推計しています。

※今後必要に応じて県方針への対応を追記します。

4 成果目標

国の基本指針では、障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行」及び「障害児支援の提供体制の整備等」についての成果目標を設定することとしています。

本市では、国の基本指針を踏まえ、以下のとおり成果目標を設定します。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国指針の主旨】

- ・平成 28 年度末時点の福祉施設の入所者の 9 % 以上が地域生活に移行。
- ・平成 32 年度末時点の入所者数を同 28 年度末時点の入所者数から 2 % 以上削減。
- ・第 4 期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みのときは、その未達成割合を目標値に加える。

【成果目標】

項 目	数値等	備考（考え方）
平成 28 年度末入所者数（A）	24 人	
【目標値】地域生活移行者数（B）	3 人 (12.5%)	A のうち、平成 32 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数（A の 9 % 以上）
新たな施設入所支援利用者数（C）	2 人	平成 32 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
平成 32 年度末の入所者数（D）	23 人	平成 32 年度末の利用人員見込み [A - B + C]
【目標値】入所者数減少見込み	1 人 (4.2%)	差し引き減少見込み数 [A - D]（A の 2 % 以上）

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国指針の主旨】

- ・平成 32 年度末までに、すべての市町村に、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置（市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置も可）。

【成果目標】

項 目	数値等	備 考
【目標】保健・医療・福祉関係者による協議の場	設置	設置の形態は今後検討します

（３）地域生活支援拠点☆等の整備

☆地域生活支援拠点：第２章３「第４期障害福祉計画」の達成状況 参照

【国指針の主旨】

- ・地域生活支援拠点（または面的な支援体制）について、平成 32 年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ整備。

【成果目標】

項 目	数値等	備 考
【目標値】地域生活支援拠点設置数	1 箇所	拠点となる施設を中心に地域のネットワーク構築を図ります

（４）福祉施設から一般就労への移行

【国指針の主旨】

- ・障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて平成 32 年度中に一般就労に移行する人数を同 28 年度の移行実績の 1.5 倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の平成 32 年度末時点における利用者数が、同 28 年度末時点における利用者数から 2 割以上増加。
- ・一般就労移行者数及び就労移行支援事業利用者数について、第 4 期障害福祉計画の目標値が達成されない見込みのときは、その未達成割合を目標値に加える。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とする。
- ・就労定着支援事業による支援開始から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とする。

【成果目標】

項 目	数値等	備考（考え方）
平成 28 年度の年間一般就労者数（A）	9 人	平成 28 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
【目標値】平成 32 年度の年間一般就労者数	14 人 (156%)	平成 32 年度に施設を退所し、一般就労すると見込まれる人の数（A の 1.5 倍以上）
平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数（B）	16 人	
【目標値】平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者数	20 人 (125%)	（B の 1.2 倍以上）
【目標値】就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	50%	（市内の就労移行支援事業所数の 5 割以上）
【目標値】就労定着支援の開始から 1 年後の職場定着率	80%	（前年度に就労定着支援事業による支援を受け始めた人の 8 割以上）

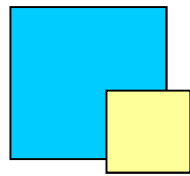
（５）障害児支援の提供体制の整備等

【国指針の主旨】

- ・平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置（市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置も可）。
- ・平成 32 年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築。
- ・平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保も可）。
- ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、平成 30 年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置（市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上で、圏域での設置も可）。

【成果目標】

項 目	数値等	備 考
【目標値】児童発達支援センター設置数	1 箇所	
【目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	
【目標値】主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1 箇所	
【目標値】主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1 箇所	
【目標】医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場	設置	平成 30 年度末までに設置。 設置の形態は今後検討。



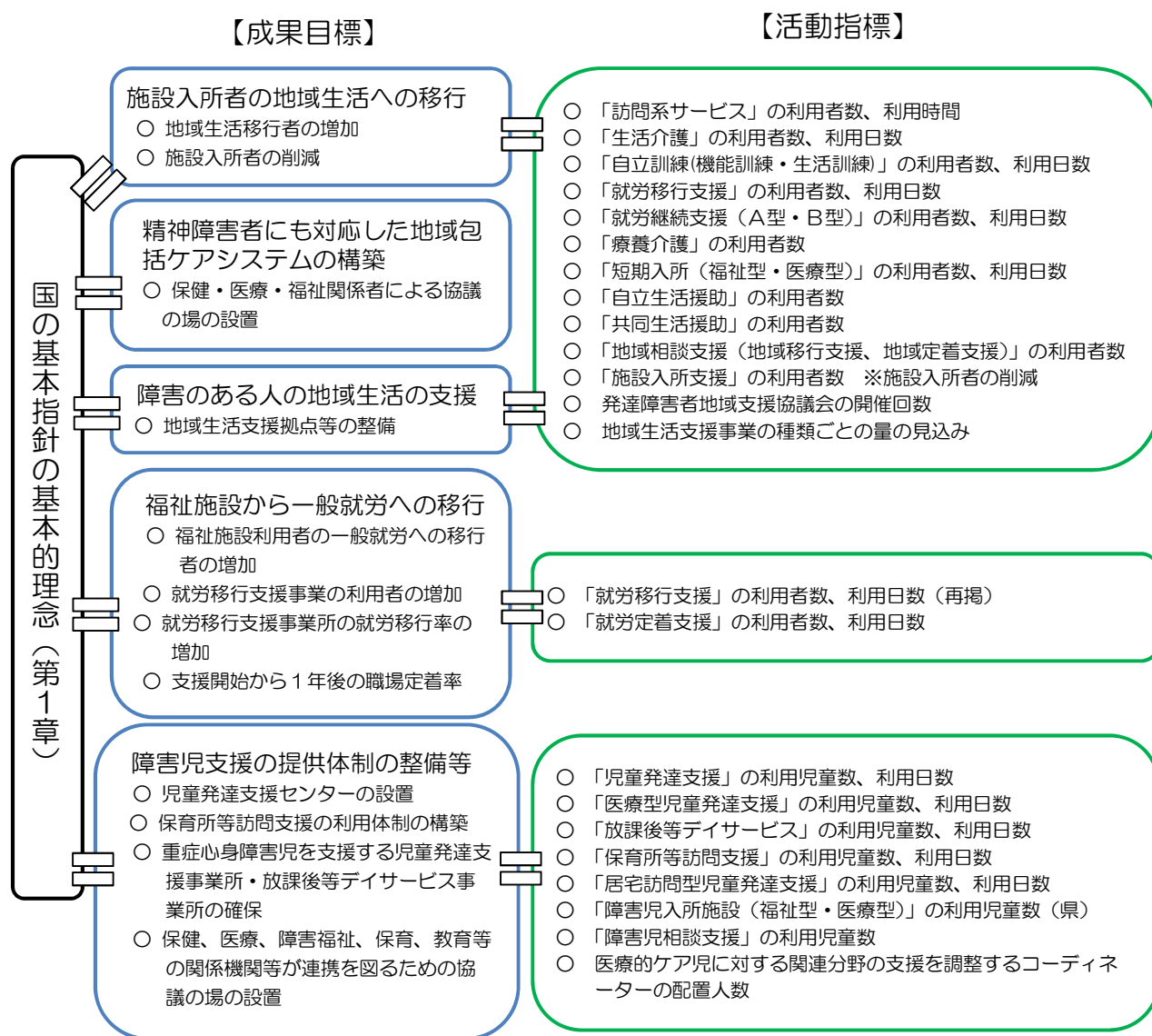
第4章 計画の内容

1 活動指標について

本章では、成果目標を達成するための基盤となる個々のサービスの必要量の見込み及びその見込み量の確保のための方策、実施に関する考え方等を「活動指標」として、次節以降において、その具体的内容を提示します。

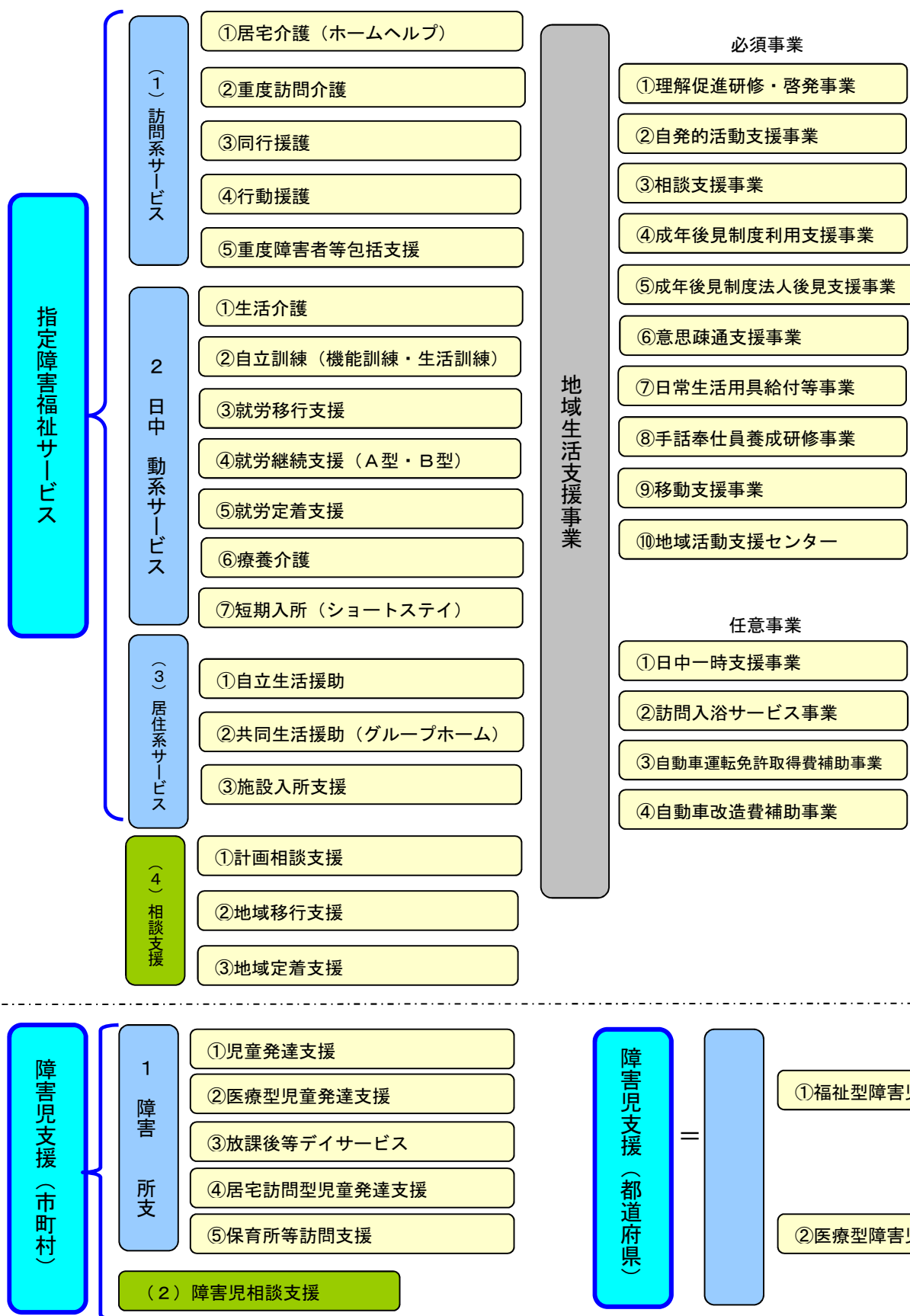
活動指標の項目は国の基本指針により項目が規定されています。市では、近年のサービス利用量、利用者数及び対象者数の推移等を主な根拠とし、市民アンケート等に基づくニーズの動向を勘案して、各項目の見込み量等を推定しています。

「成果目標」と「活動指標」の関係については下図のとおりです。また、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系については、次のページの図のとおりです。



資料：「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」改訂版
(厚生労働省、平成26年6月)を改変

■障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体系



2 指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

本節では、活動指標のうち、指定障害サービス及び相談支援の必要量の見込みと、その見込み量を確保するための方策等を示します。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

③同行援護

重度視覚障害者（児）の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や援護を行うサービスです。

④行動援護

知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行うサービスです。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がきわめて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うものです。

見込み量

※29年度中間実績は素案確定時に更新します。

訪問系サービス (合計)	区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年 度
	合計時間数 (時間/月)	2,058	2,360	2,517	2,538	2,646	2,754
	人数(人/月)	39	43	44	47	49	51

【見込み量の確保のための方策等】

市内でサービスを提供する事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、新たな事業所の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	1,376	1,440	1,469	1,520	1,558	1,577
人数(人/月)	73	77	77	80	82	83

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、市内への新たな事業所の参入を促進します。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

見込み量

☆機能訓練

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	31	11	集計中	12	18	18
人数(人/月)	4	2	1	2	3	3

☆生活訓練

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	133	140	集計中	153	153	162
人数(人/月)	15	15	16	17	17	18

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、市内への新たな事業所の参入を促進します。

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	249	246	214	255	255	255
人数(人/月)	16	16	14	17	17	17

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、市内への新たな事業所の参入を促進します。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。利用者と雇用契約を結ぶ「A型」と、雇用契約を結ばない「B型」があります。

見込み量

☆A型

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	112	150	集計中	238	289	340
人数(人/月)	6	9	11	14	17	20

☆B型

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	786	834	集計中	880	880	912
人数(人/月)	49	53	53	55	55	57

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、市内への新たな事業所の参入を促進します。

⑤就労定着支援

就労に関する問題を解決するため、一般就労している人に対して必要な連絡調整やアドバイスなどの支援を行います。平成 30 年度から新たに設置されるサービスです。

見 込 み 量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	85	85	85
人数(人/月)	6	6	6

【見込み量の確保のための方策等】

サービスの内容及び提供事業者について、情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、現行の制度や関係機関との調整・連携を進め、円滑な導入と必要なサービス量の確保を図ります。

⑥療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

見 込 み 量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数(人/月)	1	1	1	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

広域的な枠組みで提供事業者（医療機関）との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

⑦短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

見込み量

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉型	合計日数 (人日/月)	38	58	32	45	45	54
	人数 (人/月)	4	4	4	5	5	6
医療型	合計日数 (人日/月)	0	3	0	0	0	0
	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
合計	合計日数 (人日/月)	38	61	32	45	45	54
	人数 (人/月)	4	4	4	5	5	6

【見込み量の確保のための方策等】

近隣にある既存の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、緊急時の受け入れ・対応などへのニーズに対応するため、地域生活支援拠点への設置やグループホームとの併設などの方法により市内での設置を目指します。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助

一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。平成 30 年度から新たに設置されるサービスです。

見込み量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数(人/月)	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

サービスの内容及び提供事業者について、情報の把握と利用者への提供に努め、円滑な導入と必要なサービス量の確保を図ります。

②共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、夜間や休日に相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行うサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数(人/月)	20	21	27	28	29	35

【見込み量の確保のための方策等】

市内及び近隣にある既存の提供事業者について情報の把握と利用者への提供に努めるとともに、地域生活支援拠点への設置などによる市内での増設を目指します。

③施設入所支援

施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数(人/月)	24	24	24	24	24	23

【見込み量の確保のための方策等】

真に入所が必要な、重度の障がいのある人などについて、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量を確保します。

(4) 相談支援

①計画相談支援

障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障害のある人のサービス利用計画を作成し、支援を行うサービスです。

②地域移行支援

障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者を対象にして、地域生活に移行するための相談や支援を行うサービスです。

③地域定着支援

施設や病院から地域移行した人、単身であったり家族の状況等により支援が必要な人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行うサービスです。

見込み量

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
計画相談支援		人数 (人/月)	15	16	17	18	19	20
地域相 談支援	地域移行支援	人数 (人/月)	0	0	0	2	2	2
	地域定着支援	人数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

市内の相談支援事業所数は大きく不足しており、セルフプランによるサービス支給申請が多い現状を改善するためにも、地域生活支援拠点への設置などによる市内での増設を目指すとともに、県等との連携により、相談支援専門員の育成に協力していきます。併せて、地域相談支援については、相談支援事業所と連携して周知を図り、活用を促進していきます

3 障害児通所支援等の見込み

本節では、活動指標のうち、障害児通所支援等の必要量の見込みと、その見込み量を確保するための方策等を示します。

(1) 障害児通所支援

①児童発達支援

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

見 込 み 量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	498	544	515	562	585	607
人数(人/月)	105	122	109	125	130	135

【見込み量の確保のための方策等】

市こども発達センターの活用及び市内・近隣における提供事業者についての利用者への情報提供に努めるとともに、市内への新たな事業所の参入を促進し、必要なサービス量の確保を図ります。

②医療型児童発達支援

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法などの機能訓練や支援を行うサービスです。

見 込 み 量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
人数(人/月)	0	0	0	0	0	0

【見込み量の確保のための方策等】

近隣の提供事業者について情報の把握に努め、必要に応じて円滑にサービスの提供を図ります。

③放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	814	903	987	1,131	1,248	1,365
人数(人/月)	104	110	130	145	160	175

【見込み量の確保のための方策等】

市こども発達センターの活用及び市内・近隣における提供事業者についての利用者への情報提供に努めるとともに、市内への新たな事業所の参入を促進し、必要なサービス量の確保を図ります。

④居宅訪問型児童発達支援

自宅に訪問して、重度の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。平成 30 年度から新たに設置されるサービスです。

見込み量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	調整中	調整中	調整中
人数(人/月)	調整中	調整中	調整中

【見込み量の確保のための方策等】

(本事業の必要量見込み及び確保策等は次回会議以降に提示します。)

⑤保育所等訪問支援

保育所等を訪問して、障がいのある児童に、障がいのない児童との集団生活への適応のための支援を行うサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
合計日数 (人日/月)	0	0	0	調整中	調整中	調整中
人数(人/月)	0	0	0	調整中	調整中	調整中

【見込み量の確保のための方策等】

(本事業の必要量見込み及び確保策等は次回会議以降に提示します。)

(2) 障害児相談支援

①障害児相談支援

障害児通所サービスの利用を希望する人に、その環境やサービス利用に関する意向を反映した「障害児支援利用計画」を作成するサービスです。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
人数(人/月)	5	6	9	11	13	15

【見込み量の確保のための方策等】

市内の相談支援事業所数は大きく不足しており、セルフプランによるサービス支給申請が多い現状を改善するためにも、地域生活支援拠点への設置などによる市内での増設を目指すとともに、県等との連携により、相談支援専門員の育成に協力していきます。

(3) 医療的ケア児に対する支援

①医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が受けられるように調整等を行うコーディネーターを配置します。

見込み量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置数 (人)	0	0	1

【見込み量の確保のための方策等】

近隣自治体や関係機関等と連携・調整し、計画期間内の配置をめざします。

(4) 子ども・子育て支援等における障害児受け入れ

障がいの有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、子ども・子育て支援施設等での受け入れを行います。

見込み量

事業名	受け入れ見込み人数					
	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
① 保育所	22	21	18	17	16	16
② 認定こども園	0	0	0	1	1	1
③ 幼稚園	5	6	3	5	5	5
④ 放課後健全育成事業	7	6	6	7	7	7
⑤ 事業所内保育		2	2	2	2	2
⑥ その他 (小規模保育所等)		0	0	0	1	1
合 計	34	35	29	32	32	32

【見込み量の確保のための方策等】

保育所、認定こども園、幼稚園等と連携し、着実な受け入れを図ります。

4 発達障がい者等に対する支援の見込み

本節では、活動指標のうち、発達障がい者等に対する支援の見込みと、その確保のための方策等を示します。

(1) 発達障害者支援協議会の開催

発達障がいのある人に対する地域の支援体制の課題の把握や対応を検討するために、発達障害者支援協議会を開催します。

見込み量

区 分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
開催回数	0	0	1

【見込み量の確保のための方策等】

近隣自治体や関係機関等と連携・調整し、計画期間内の開催をめざします。

また、千葉県が設置している「発達障害者支援センター『C A S』^{キャス}」と連携し発達障がいの早期発見と早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。

なお、高次脳機能障がい者の支援については、千葉県が実施する支援の取り組み（「中核地域生活支援センター」等）を活用しつつ、関係機関との連絡調整や情報提供などの地域支援に努めます。

5 地域生活支援事業の見込み

本節では、活動指標のうち、地域生活支援事業の量の見込み（または実施の有無）と、事業の実施に関する考え方を示します。

◇必須事業

（１）理解促進研修・啓発事業

地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

実施見込み

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
有	有	有	有	有	有

【実施のための方策等】

障がいや障がいのある人等への理解を深めるため、研修、広報活動等を行います。

（２）自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

実施見込み

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
無	無	無	有	有	有

【実施のための方策等】

同じ障がいのある人やその家族同士の交流活動の確保や悩みに関する相談、助言等を行います。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス利用の支援等を行う事業です。

見込み量

実施見込み

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①障害者相談支援事業所 数（箇所）	3	3	3	3	3	4
②基幹相談支援セン ター	無	無	無	無	無	有
③基幹相談支援センター 等機能強化事業	無	無	無	無	無	有
④住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	有

【見込み量の確保及び実施のための方策等】

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、指定一般相談支援事業所と連携して利用しやすい相談事業の実施に努め、利用の促進を図るとともに、地域生活支援拠点への基幹相談支援センターの設置を目指します。

(4) 成年後見制度利用支援事業

「成年後見制度」による支援を必要とする障がいのある人について、権利擁護のためその利用を支援し、利用の促進を図る事業です。

見込み量

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援 事業（実利用見込み者 数）（人）	2	2	2	3	3	3

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施する事業です。

実施見込み

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
無	無	無	無	無	無

【実施のための方策等】

成年後見制度に対するニーズを見極め、必要に応じて実施を検討します。

（６）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る事業です。

見込み量

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①手話通訳者設置事業（実 設置見込み通訳者数）（人）	0	0	0	0	0	0
②手話通訳者派遣事業（実 利用見込み者数）（人）	5	5	4	5	5	5
③要約筆記者派遣事業（実 利用見込み者数）（人）						

【見込み量の確保のための方策等】

派遣事業については、手話通訳者及び要約筆記者の登録を進めるとともに、千葉県聴覚障害者センターへの委託等により、必要なサービス量を確保します。

（７）日常生活用具給付等事業

重度障がい者に対し自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図る事業です。

見込み量

事業名	給付等年間見込み件数					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
① 介護・訓練支援用具	4	5	4	4	4	4
② 自立生活支援用具	10	11	5	12	12	12
③ 在宅療養等支援用具	8	2	1	3	3	3
④ 情報・意思疎通支援用具	24	19	3	20	20	20
⑤ 排せつ管理支援用具	784	810	228	862	888	914
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	3	2	0	2	2	2
合 計	833	849	241	903	929	955

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。また、利用者のニーズをよく把握し、適切な給付を行います。

（８）手話奉仕員養成研修事業

日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う事業です。

見込み量

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業 （養成講習実終了見込み 者数）（人）	2	2	2	2	2	2

【見込み量の確保のための方策等】

印西市及び栄町と共同で開催している養成講座を通じて奉仕員を養成していきます。

（９）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業です。

見込み量

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用見込み者数 (人／年)	52	47	35	55	57	59
延べ利用見込み時間数 (時間／年)	8,691	7,843	411	9,185	9,519	9,853

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。また、市内でサービスを提供する新たな事業所の参入を促進します。

（１０）地域活動支援センター

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場を設けるための事業です。

見込み量

事業名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度 5 月実績		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
地域活動支援 センター☆	市内	1	64	1	65	1	集計中	1	66	1	68	1	70
	市外	3	23	3	22	2	13	4	24	4	26	5	28

☆各年度左列は実施見込み箇所数、右列は利用見込み者数

【見込み量の確保のための方策等】

安定した運営を行えるよう運営費補助等の支援を行うとともに、市内への新たな事業所の参入の促進を促進します。

◇任意事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図る事業です。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込み 者数(人/月)	34	37	20	43	46	49

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。また、市内への新たな事業所の参入を促進します。

(2) 訪問入浴サービス事業

訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込み 者数(人/月)	2	2	2	2	2	2

【見込み量の確保のための方策等】

利用ニーズの適切な把握に努め、市内及び近隣の提供事業者と契約を締結し必要なサービス量を確保するとともに、利用者への情報提供に努めます。

(3) 自動車運転免許取得費補助事業

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成する事業です。

見込み量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込み 者数(人/年)	2	1	0	1	1	1

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

(4) 自動車改造費補助事業

自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

見 込 み 量

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 5 月実績	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用見込み 者数(人/年)	2	2	2	2	2	2

【見込み量の確保のための方策等】

サービスを必要とする人が円滑に利用できるよう、適切な情報提供等に努めます。

◇「見込み量」・「実施見込み」一覧

■指定障害福祉サービス・相談支援の見込み

区分			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問系サービス（合計）			2,538 時間/月 47 人/月	2,646 時間/月 49 人/月	2,754 時間/月 51 人/月
日 中 活 動 系	生活介護		1,520 人日/月 80 人/月	1,558 人日/月 82 人/月	1,577 人日/月 83 人/月
	自立訓練（機能訓練）		12 人日/月 2 人/月	18 人日/月 3 人/月	18 人日/月 3 人/月
	自立訓練（生活訓練）		153 人日/月 17 人/月	153 人日/月 17 人/月	162 人日/月 18 人/月
	就労移行支援		255 人日/月 17 人/月	255 人日/月 17 人/月	255 人日/月 17 人/月
	就労継続支援（A型）		238 人日/月 14 人/月	289 人日/月 17 人/月	340 人日/月 20 人/月
	就労継続支援（B型）		880 人日/月 55 人/月	880 人日/月 55 人/月	912 人日/月 57 人/月
	就労定着支援		85 人日/月 6 人/月	85 人日/月 6 人/月	85 人日/月 6 人/月
	療養介護		1 人/月	1 人/月	1 人/月
	短期入所	福祉型	45 人日/月 5 人/月	45 人日/月 5 人/月	54 人日/月 6 人/月
		医療型	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月
居 住 系	自立生活援助		1 人/月	1 人/月	1 人/月
	共同生活援助		28 人/月	29 人/月	35 人/月
	施設入所支援		24 人/月	24 人/月	23 人/月
相 談 支 援	計画相談支援		18 人/月	19 人/月	20 人/月
	地域相談 支援	地域移行支援	2 人/月	2 人/月	2 人/月
		地域定着支援	1 人/月	1 人/月	1 人/月

* 人日/月…日利用人員×月当たりの平均利用日数（標準は 22 日）→ 月間の延べ利用日数

■障害児通所支援等の見込み

<障害児通所支援>

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日 中 活 動 系	児童発達支援	562 人日/月 125 人/月	585 人日/月 130 人/月	607 人日/月 135 人/月
	医療型児童発達支援	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月	0 人日/月 0 人/月
	放課後等デイサービス	1,131 人日/月 145 人/月	1,248 人日/月 160 人/月	1,365 人日/月 175 人/月
	居宅訪問型児童発達支援	調整中 調整中	調整中 調整中	調整中 調整中
	保育所等訪問支援	調整中 調整中	調整中 調整中	調整中 調整中

<障害児相談支援>

区分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
相談 支援	障害児相談支援	11 人/月	13 人/月	15 人/月

<医療的ケア児に対する支援>

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0 人	0 人	1 人

<子ども・子育て支援等における障害児受け入れ>

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①保育所	17 人	16 人	16 人
②認定子ども園	1 人	1 人	1 人
③幼稚園	5 人	5 人	5 人
④放課後健全育成事業	7 人	7 人	7 人
⑤事業所内保育	2 人	2 人	2 人
⑥その他（小規模保育所等）	0 人	1 人	1 人

■発達障がい者等に対する支援の見込み

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
発達障害者支援協議会の開催回数	0 回	0 回	1 回

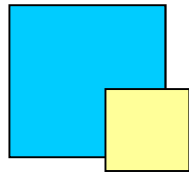
■地域生活支援事業の見込み

<必須事業分>

事業名	平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数	実施見込み 箇所数	実利用 見込み者数
(1) 理解促進研修・啓発事業		有		有		有
(2) 自発的活動支援事業		有		有		有
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業所数	3 箇所		3 箇所		4 箇所	
② 基幹相談支援センター		無		有		有
③ 基幹相談支援センター等機能強化事業		無		有		有
④ 住宅入居等支援事業		無		有		有
(4) 成年後見制度利用支援事業		3 人		3 人		3 人
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		無		無		無
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者設置事業（実設置見込み通訳者数）		0 人		0 人		0 人
② 手話通訳者派遣事業（実利用見込み者数）		5 人		5 人		5 人
③ 要約筆記者派遣事業（実利用見込み者数）						
(7) 日常生活用具給付等事業（件数）		903 件		929 件		955 件
① 介護・訓練支援用具		4 件		4 件		4 件
② 自立生活支援用具		12 件		12 件		12 件
③ 在宅療養等支援用具		3 件		3 件		3 件
④ 情報・意思疎通支援用具		20 件		20 件		20 件
⑤ 排せつ管理支援用具		862 件		888 件		914 件
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）		2 件		2 件		2 件
(8) 手話奉仕員養成研修事業（養成講習実修了見込み者数）		2 人		2 人		2 人
(9) 移動支援事業（「実施見込箇所数」欄の数値は実利用見込み者数、「利用見込者数」欄は延べ利用見込み時間数）	55 人	9,185 時間	57 人	9,519 時間	59 人	9,853 時間
(10) 地域活動支援センター（市内分）	1 箇所	66 人	1 箇所	68 人	1 箇所	70 人
（市外分）	4 箇所	24 人	4 箇所	26 人	4 箇所	28 人

<任意事業分>

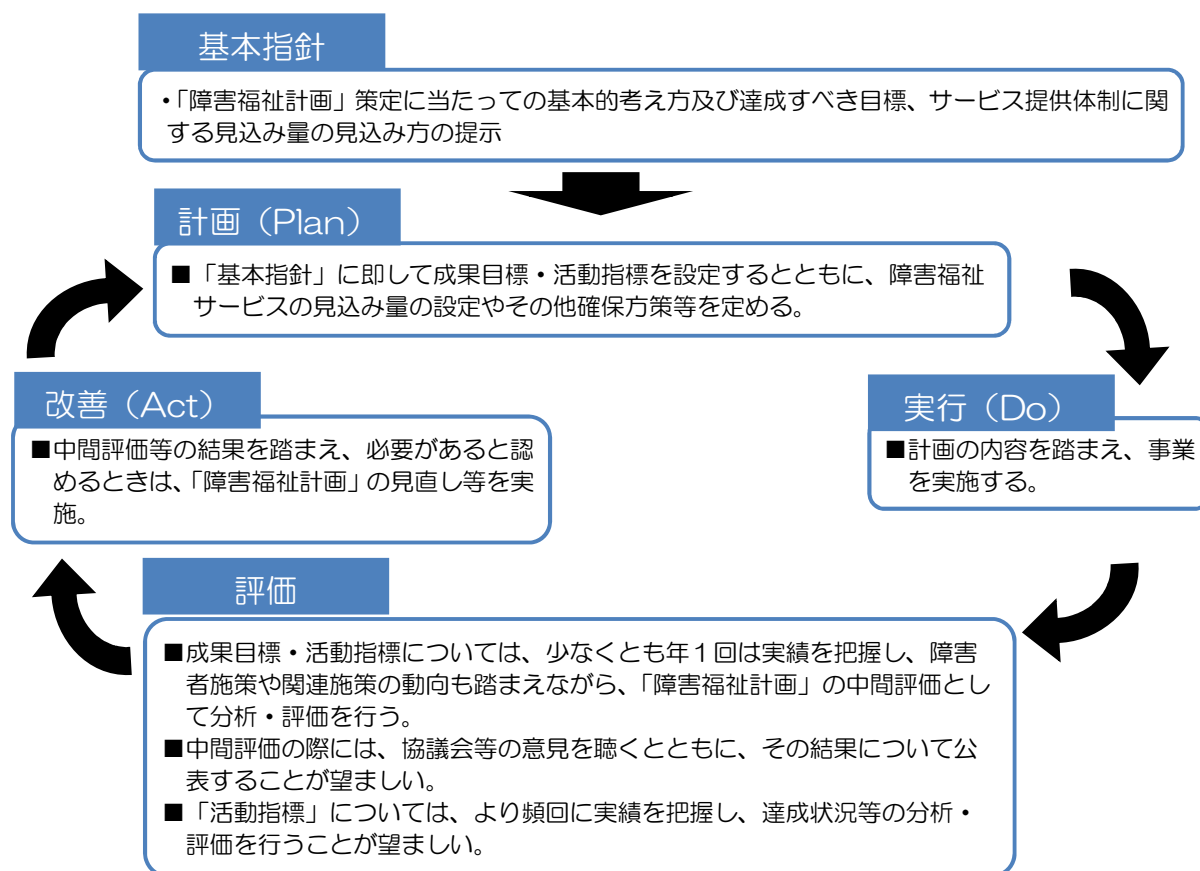
	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
(1) 日中一時支援事業	43 人/月	46 人/月	49 人/月
(2) 訪問入浴サービス事業	2 人/月	2 人/月	2 人/月
(3) 自動車運転免許取得費補助事業	1 人	1 人	1 人
(4) 自動車改造費補助事業	2 人	2 人	2 人



第5章 計画の推進と進行管理

障害福祉計画における「PDCAサイクル」のプロセスのイメージ

(※「第4期障害福祉計画」策定の際の国資料より)



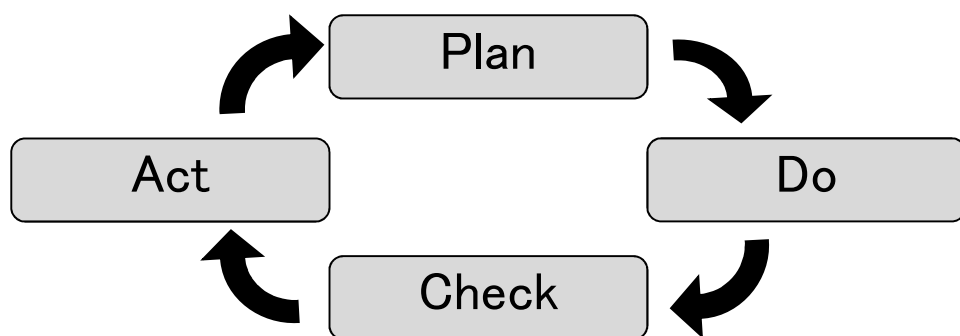
1 推進・進行管理の考え方

本計画の推進に当たっては、障がいのある人等が必要とするサービスを受けられるよう、制度の周知に努めるとともに、市の担当課等、関係行政機関、医療機関、教育機関、公共職業安定所、関係団体等とのネットワークの構築に継続的に取り組み、サービスの円滑な提供と適切な利用を促進します。また、次の考え方により、進行管理及び評価を行います。

(1)「PDCAサイクル」に基づく進行管理

障害者総合支援法及び児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（「PDCAサイクル」）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

「PDCAサイクル」のイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

◇「成果目標」と「活動指標」について

国の基本指針では、計画に「PDCAサイクル」を導入するにあたり、指針の「第二」における平成32年度を目標年度とする目標を「成果目標」とし、また、指針「第三」における“計画の作成に関する事項”である障害福祉サービスの見込み量等を「活動指標」として、それらについては、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策及び障がい児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行うこととされています。このため本市においても、第3章で掲げた「成果目標」（数値的目標）及び第4章で掲げた「活動指標」（サービス見込み量等）を最大の眼目として、計画の推進・評価を行います[△]。

△成果目標と活動指標の関係図は第4章「1 活動指標について」を参照。

（２）「白井市地域自立支援協議会」による評価

白井市では、平成 19 年度に、サービス提供事業者や障害者団体等の代表者で構成する「白井市地域自立支援協議会」を設置し、「生活支援部会」及び「就労支援部会」で分野ごとの情報交換や課題整理、政策提案などを行い、全体会で全体調整や全体方針の検討などを行っています。

この「白井市地域自立支援協議会」を活用して本計画の推進状況を確認・評価し、市広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していきます。

2 推進・進行管理（評価）の具体的手法

本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、関係機関等の連携に努めるとともに、計画に定める成果目標（数値目標）や活動指標（各サービス見込み量等）に関する事業等の実施、進捗状況（利用者数・利用日数等）については、「白井市地域自立支援協議会」等で定期的に、点検・把握、評価を行っていくものとします。

計画の進行管理のイメージ図

